

令和7年度（2025年度）

入園のしおり

保育施設の見学を
必ずしましょう！

申込月	申込期限	受付場所／受付時間
4月一次	11月15日（金）	■市役所4階保育幼稚園課（土日祝除く） 午前8時30分～午後5時まで ■市民部拠点事務所（土日祝除く） （浅川、由木、元八王子、北野） 午前9時～午後4時まで ■南大沢事務所（土祝除く） 午前10時～午後5時まで ■八王子駅南口総合事務所（土祝除く） 午前10時～午後7時まで （日曜日は午後5時まで）
4月二次	1月31日（金）	
5月	4月15日（火）	
6月	5月15日（木）	
7月	6月13日（金）	
8月	7月15日（火）	
9月	8月15日（金）	
10月	9月12日（金）	
11月	10月15日（水）	
12月	11月14日（金）	
1・2・3月	12月15日（月）	
◎4月一次申込期間：10月30日（水）～11月15日（金） ※4月一次申込のみ、郵送申込を受け付けます。 4月一次郵送申込受付期間：10月30日（水）～11月6日（水）（必着） ※4月二次申込からは窓口受付のみとなります。ご注意ください。		



クラス年齢早見表	
クラス	生年月日
0歳	令和6年（2024年）4月2日～
1歳	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
2歳	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
3歳	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
4歳	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
5歳	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日

0歳児クラスの申込可能な生年月日	
生年月日	申込可能な月
～令和7年2月3日	令和7年4月から
～令和7年3月5日	令和7年5月から
～令和7年4月5日	令和7年6月から
～令和7年5月5日	令和7年7月から
～令和7年6月5日	令和7年8月から
～令和7年7月6日	令和7年9月から
～令和7年8月5日	令和7年10月から
～令和7年9月5日	令和7年11月から
～令和7年10月5日	令和7年12月から
～令和7年11月5日	令和8年1月から
～令和7年12月6日	令和8年2月から
～令和8年1月3日	令和8年3月から

利用調整	結果通知発送予定日
4月一次	令和7年1月22日（水）
4月二次	令和7年2月21日（金）
5月から1月	入園希望月の前月23日頃
2月から3月	令和8年1月中旬頃

※発送から各家庭に通知が届くまで2～4日程かかります。

下記より必要書類のダウンロードができます。

▼子育て応援サイト「認定や入園申込等に係る書類」

【八王子市公式 LINE】 ▼



八王子市子ども家庭部 保育幼稚園課
〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
電話：042-620-7369 Fax：042-621-2711



八王子市子育て応援サイト掲載情報

入園の手続き



主な掲載情報

- ・保育施設入園申込について
- ・入園のしおり
- ・入園に係る Q&A について
- ・認定や入園申込等に係る書類
- ・募集人数
- ・希望施設の選択・見学について
- ・医療的ケアを必要とする児童等の保育施設 4 月入園申込について
- ・保育施設入園相談会 等

幼児教育・保育無償化



主な掲載情報

- ・幼児教育・保育の無償化について
- ・幼児教育・保育の無償化対象施設の一覧
- ・施設等利用費の請求方法
- ・施設等利用給付認定について
- ・施設等利用給付認定の新 3 号認定について
- ・施設等利用給付認定の変更手続きについて
- ・無償化に係る申請書 等

一時的な預かり



主な掲載内容

- ・一時保育
- ・緊急保育
- ・休日保育
- ・年末保育
- ・病児・病後児保育室
- ・ショートステイ・トワイライトステイ
- ・定期利用保育

保育施設「在園のしおり」



主な掲載内容

- ・教育・保育給付認定について
- ・家庭状況等の変更について
- ・利用者負担額（保育料）について
- ・転園申込について・長期欠席について
- ・退園の手続きについて
- ・連携施設への進級
- ・手続きの窓口
- ・郵送手続きについて
- ・よくあるご質問

目次

第一章 認可保育施設の入園申込	1
保育コンシェルジュのご紹介	1
STEP 1. 保育の必要性の事由を確認	1
STEP 2. 教育・保育給付認定の確認	2
STEP 3. 申込前の事前確認	3
STEP 4. 希望保育施設への見学	3
STEP 5. 募集人数の確認	4
STEP 6. 申請書の確認	4
STEP 7. 保育の必要性を証明する書類の確認	5
STEP 8. 必要書類の確認	6
STEP 9. 申請書の書き方を確認	7
第二章 入園申込に係る情報	11
TOPIC 1. 申請書類等の配布場所	11
TOPIC 2. 窓口申込における必要書類	11
TOPIC 3. 兄弟姉妹申込の希望条件について	12
TOPIC 4. 転園申込をご検討の方	13
TOPIC 5. 申込の希望変更・取下げ	13
TOPIC 6. 育児休業中の申込における注意点	13
TOPIC 7. 八王子市外の認可保育施設へ申込をする場合	14
TOPIC 8. 市外にお住まいで、八王子市内の認可保育施設へ申込をする場合	15
TOPIC 9. 八王子市内に転入予定がない方の保育施設申込	15
TOPIC10. 4月一次入園（転園）申込の注意点等	16
TOPIC11. 4月二次入園（転園）申込の注意点	17
TOPIC12. 5月以降入園（転園）申込の注意点	17
TOPIC13. 利用調整結果通知について	17
第三章 利用調整について	18
第四章 利用者負担額（保育料）と副食費について	23
第五章 認可保育施設について	27
第六章 入園決定となった方へ	31
第七章 入園保留（待機）となった方へ	33
第八章 幼児教育・保育の無償化について	34
第九章 直接契約の施設について	36
第十章 その他の保育制度	40
保育施設一覧	43

第一章 認可保育施設の入園申込

保育コンシェルジュのご紹介

八王子市では、保育コンシェルジュが子育て家庭のニーズに合わせて、多様な保育サービスから必要な支援を選択、利用できるよう情報提供や相談等を行っています。

保育コンシェルジュとは、就学前のお子様の保護者を対象に、ご家庭の事情や希望に応じて必要とする保育サービスの情報提供や相談、助言を行う専門相談員のことです。保護者のニーズとそれに合わせた保育サービスをつなぐことで、保護者の保育施設等の利用をサポートします。

※ご相談内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

【ご相談内容の例】

- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園など色んな保育施設があるけど、何が違うの？
- ・ 保育園の空き状況や申し込み方法を知りたい。
- ・ 引越し先でも保育園に通うにはどうすればいいの？
- ・ 病児、障害や医療的ケアを必要としている子どもは預けられるの？
- ・ 子どもを預けてリフレッシュしたい、一時的に預かるサービスはあるの？ 等

STEP 1. 保育の必要性の事由を確認

保育施設を利用するためには、保護者に就労等の保育を必要とする事由があり、下表の要件を満たしていることが条件となります。

事由	要件
就労	月 48 時間以上の就労が常態であること
求職活動（内定）	求職活動を常態としていること、又は就労することが内定していること
妊娠・出産	出産のため保育を必要としていること
疾病	入院、常時病臥、精神疾患又は感染症の疾病、特定疾病、その他週 1 日以上通院かつ自宅安静が必要であり、保育を必要としていること
障害	身体障害者手帳もしくは療育手帳（愛の手帳）の交付を受けていること、又は前記の障害と同等以上であり保育を必要としていること
介護・看護	同居親族・保護者からみて二親等以内の長期入院等親族、又は保護者からみて一親等の別居親族の介護・看護（月 48 時間以上）のために保育を必要としていること
就学 （学校等合格を含む）	月 48 時間以上の就学又は職業訓練等が常態であること
災害復旧	災害（火災・風水害・地震等）の復旧により、保育の必要性が認められること

その他、保育の必要性が特別に認められる場合を除き、上記に該当しない事由で保育施設へ入園申込をすることはできません。買い物やリフレッシュ等で一時的に保育を利用したい場合は、P.40 第十章「その他の保育制度」を参照してください。

STEP 2. 教育・保育給付認定の確認

認可保育施設を利用する場合、事由に応じた教育・保育給付認定が必要となります。教育・保育給付認定は、保育の必要性の事由及び保護者の状況により、利用時間・認定期限が異なります。

1. 認定区分

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 教育標準時間認定	教育を希望する満3歳以上の就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定 保育認定	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする満3歳以上の就学前の子ども	保育園 認定こども園（保育部分）
3号認定 保育認定	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする満3歳未満の子ども	保育園、認定こども園（保育部分）、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育

3歳の誕生日を迎えた際、自動的に3号認定から2号認定へと切り替わります。

1号認定（教育標準時間認定）は、保育の必要性の事由は必要ありません。

2. 保育必要量

2号認定・3号認定（保育認定）は、保護者の就労状況等に応じ保育必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。保育標準時間と保育短時間は、保育利用時間が異なります。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	1日最大11時間	原則、週30時間以上の就労、内定、就学、介護・看護 妊娠・出産、疾病、障害、災害復旧、社会的養護
保育短時間	1日最大8時間	週30時間未満の就労、内定、就学、介護・看護 求職活動中、育児休業中

通勤・勤務時間等の事情で保育施設の保育時間を超える場合、保育標準時間に該当する可能性があります。保育利用時間は、各施設で設定時間が異なります。また、実際に利用できる時間は、各世帯の保育を必要とする時間によって変わるため、園との面談により決定していくこととなります。

3. 有効期限 以下の事由は、下表のとおり期限付きの入園決定となることがあります。

事由	有効期限
月48時間未満の就労、介護・看護、就学（在園要件不足）	3か月
求職活動中、就労内定、就学内定（学校等合格）	3か月
出産	出産予定月の2か月後の末日まで
就学	卒業又は修了予定日の属する月の末日まで
介護・看護	事由が消滅（治癒・施設入所等）する月の末日まで
疾病	治癒する月又は治療が終了する月の末日まで

要件不足の場合、入園の申込はできますが期限付きの教育・保育給付認定となります。そのため、教育・保育給付認定の変更手続きが必要となります。なお、出産要件は、有効期限月の末日で退園となります。

STEP 3. 申込前の事前確認

✓ 保護者及び申請児童は、八王子市民か確認しましょう。

八王子市民でない場合、P.15 第二章「Topic8」を参照してください。

✓ 申請する施設・事業所の開所時間や受入可能な月齢を確認しましょう。

開所時間や受入可能な月齢については、P.43「保育施設一覧」を確認してください。また、表紙の「クラス年齢早見表」や、「0歳児クラスの申込可能な生年月日」も参照してください。

✓ 希望施設の場所を確認し、通園可能な施設を選びましょう。

P.43「保育施設一覧」で確認した保育施設の住所を地図等で確かめ、通園が可能な保育施設か確認してください。

✓ 過年度のボーダー表も参照してください。



ボーダー表とは、過年度4月の利用調整において、入所決定した世帯の最低利用調整指数及び希望順位を表すデータです。

ボーダー表には、地域の保育需要（地域の未就学児童人口）等の要因が影響しています。入園申請の際の参考に留め置きください。

左記の二次元コードから確認してください。

重要!

STEP 4. 希望保育施設への見学

✓ 通園可能な保育施設へ、入園申込の前に保育施設に見学の予約をしましょう。

自宅周辺や通勤経路等から通園可能な保育施設が絞れたら、保育施設の見学予約をしましょう。保育施設の電話番号は、P.43「保育施設一覧」を確認してください。

✓ 入園申込をするお子様と一緒に入園希望施設への見学をしましょう。

施設の雰囲気や保育方針、立地条件等を確認してください。「開所時間が合わず送迎が間に合わない」「保育施設と保育方針が合わない」等の理由による退園や転園という事態を防ぐために、各保育施設へ事前連絡の上、入園を希望するお子様と一緒に必ず見学をしてください。なお、入園を希望するお子様が出生前の場合等、お子様と一緒に見学をすることが難しい場合は、保護者の方のみで入園申込前に保育施設の見学をお願いします。

見学をすることで、各保育施設の保育方針や保育環境、登園にかかる時間や保育施設までの距離の感じ方等を知ることができます。

✓ 見学時、保育園生活の中で注意が必要なことについて伝え、受入の可否を確認しましょう。

アレルギーや障害のあるお子様、保育時に配慮が必要なお子様は、事前に保育施設へ詳細を伝えましょう。

アレルギー等があるお子様の場合、基本的に除去食や代替食での対応を行いますが、お弁当の持参など保護者にご協力をいただく場合もあります。また、保育施設の在園児のアレルギー対応状況

等により、受入の可否は変わります。申請書には、お子様のアレルギー等に係る正確な情報を記載してください。

障害のあるお子様の受入の多くは「集団保育が可能であり医療的行為の必要がないこと」を条件にしていますが、各保育施設により異なります。原則、保育施設における与薬は行っておらず、障害の程度やクラスの状況、保育士の配置等により受入ができない場合があります。

入園を希望する場合は、お子様と一緒に全ての希望保育施設と面談をして、受入の可否を確認してください。

STEP 5 . 募集人数の確認

【情報公開期間】

- ・ 4月一次募集→入園のしおり配布日～4月一次申込締切日まで
- ・ 4月二次募集→令和7年1月24日（金）夕方以降～4月二次募集申込締切日まで
- ・ 5月以降→原則、前月1日～申込締切日まで

※ 2・3月の募集人数の公開はありません。5月～1月申込における締切日までの最新の募集人数は、保育幼稚園課まで問い合わせください。



STEP 6 . 申請書の確認

- 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
- 同意書
- 家庭状況に関する提出書類等確認表
- 子ども状況票

申請書は、上記4点が揃った3枚綴り（両面印刷）の書類となります。

世帯ごとに1通の申請書が必要です。兄弟姉妹で分ける必要はありません。

年度の異なる申請を同時にする場合、年度毎の申請書をそれぞれ準備してください。該当する項目（個人番号を含む。）を全て記入してください。

個人番号（マイナンバー）の番号確認書類および本人確認書類

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、教育・保育給付認定申請の手続きをする際は、申請者及び子どもの個人番号（マイナンバー）の記入と併せて、「番号確認」（正しい個人番号が記載されているかの確認）及び「本人確認」（個人番号の持ち主であることの確認）が必要です。

提出書類等の詳細は、P.11 第二章「Topic 2」を参照してください。

STEP 7. 保育の必要性を証明する書類の確認

保護者それぞれに、以下の保育の必要性を証明する書類が必要となります。

同年度内に転園等で改めて申込をする場合、その都度必要な書類を提出する必要があります。既に提出済の書類は、コピーでも受け付けできる場合がありますので、提出前に書類のコピーを取ることをお勧めします。なお、必要書類はそれぞれに有効期限があります。有効期限を過ぎたもの（例：証明日が申請日から3か月以上経過した就労証明書等）はコピーでの受付ができませんので、注意してください。

要件	内容
就労・内定	就労証明書（市が指定したもの）（3か月以内に発行したもの） ※保育所入園までに転職することが確かかつ、現職から1か月以内に転職をする場合は、現職の就労証明書及び転職先の就労証明書（内定）が必要となります。
妊娠・出産	母子手帳（保護者の氏名と分娩予定日がわかるページ）のコピー
疾病	・通院日数と保育が困難な状況が具体的に記入された診断書（3か月以内発行の原本） ・難病医療費等助成の医療券等のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー（八王子市に住民登録がある場合は省略可） 上記いずれか1点が必要となります。
障害	・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳（愛の手帳）のコピー 上記いずれか1点が必要となります。（八王子市に住民登録がある場合は省略可）
介護・看護	・介護保険被保険者証のコピー ・通院日数が記入された診断書（3か月以内発行の原本） ・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳（愛の手帳）のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー 上記いずれか1点が必要となります。
災害復旧	市へ問い合わせください。
求職活動	求職活動を常態としていることがわかる書類（ハローワークの登録証や紹介状のコピー等）
就学	在学証明書（原本）又は 学生証のコピー（両面）
就学予定	合格通知書等のコピー

STEP 8 . 必要書類の確認

該当がある場合に必要な書類となります。保護者の状況を参考に、必要書類の有無を確認してください。

保護者の状況	必要書類
介護・看護、就学(学校等合格を含む)の方	スケジュール表
裁量労働制(研究職等)の方	スケジュール表
青色申告をしている方	4月～8月入園希望で、令和6年1月1日時点で八王子市に住民登録がなかった方 →□令和5年分所得申告分の青色申告書のコピー 9月～3月入園希望で、令和7年1月1日時点で八王子市に住民登録がなかった方 →□令和6年分所得申告分の青色申告書のコピー
離婚を前提に別居中の方	□離婚調停中(裁判)を証明する書類(呼出状等) (夫婦関係調整事件(離婚)のものに限る。) □別居の申立書(住民票の異動ができない方のみ)
生活保護世帯の方	□生活保護受給者証(生活保護担当課が発行したもの) (八王子市で生活保護を利用している場合は、提出不要)
世帯のお子様に障害がある方	□お子様の通院日数が記入された診断書の原本 □通所受給者証、国民年金の障害基礎年金受給者証書又は、小児慢性特定疾病医療受給者証のコピー □お子様の身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳又は特別児童扶養手当証書のコピー(八王子市に住民登録がある場合は省略可) 上記いずれか1点が必要となります。
保育士資格を有する方	□保育士証のコピー(市内の認可保育所・認定こども園又は地域型保育事業に保育士として復職予定又は採用内定している方のみ)
八王子市に転入をする予定がある方	□転入誓約書 □不動産の売買(賃貸借)契約書等のコピー ※契約者名(保護者名)、住宅等の所在地、引渡し予定日(賃貸借期間)が確認できるもの
郵送申請を考えている方	□父、母、申請児童の個人番号確認書類のコピー(個人番号カード、通知カード等) □父、母、申請児童の本人確認書類のコピー(個人番号カード、免許証、パスポート等)
【4月～8月入園申込希望者】 令和6年1月1日時点で八王子市に住民票がなかった方	□令和6年度(2024年度)住民税(非)課税証明書の原本 (所得額、所得控除額、税額控除額、被扶養者人数、市(区・町・村)民税額が記載されているもの)※利用調整に係る重要な書類です。必ず期日までに提出してください。
【9月～3月入園申込希望者】 令和7年1月1日時点で八王子市に住民票がなかった方	□令和7年度(2025年度)住民税(非)課税証明書の原本 (所得額、所得控除額、税額控除額、被扶養者人数、市(区・町・村)民税額が記載されているもの)※令和7年6月頃から発行可能となります。 ※利用調整に係る重要な書類です。必ず期日までに提出してください。 【提出期限】 4月から8月の入園保留により9月以降も入園希望の方…令和7年(2025年)8月15日 9月以降の申込の方…入園希望月の申込期限(例月15日) ※15日が土日・祝日の場合、直前の本庁開庁日 2月、3月申込の方…令和7年12月15日
八王子市民だが市民税の申告が済んでいない方	八王子市役所・財政部住民税課で早急に申告をしてください。
日本国内に住民登録がなかった方	□海外在住時の「給与支払証明書」又は「所得申立書」

STEP 9. 申請書の書き方を確認

書類は全てボールペンで記入してください。（鉛筆・消せるペン等の使用不可）

訂正する場合は、二重線で見え消し訂正をしてください。（修正液・修正テープの使用不可）

XX年 XX月 XX日

① 保護者氏名: 八王子 ■子

② 保育利用年月		令和7年4月～(小学校入学まで(病気治療・介護終了・就学終了・出産予定日の2か月後の月末まで))				受付印		
住所		〒XXX-XXXX 八王子市XXX町一丁目2番3号 自宅電話番号 042-0000-0000						
③ 保護者	保護者1(通知の宛先・保育料納付義務者)			保護者2				
	フリガナ	ハチオウジ ■コ			ハチオウジ ■ロウ			
	氏名	八王子 ■子			八王子 ■郎			
	生年月日	H●年 ●月 ●日			S×年 ×月 ×日			
	個人番号	△△△△△△△△△△△△			□□□□□□□□□□□□			
携帯電話番号	080-□□□□-□□□□			090-△△△△-△△△△				
④ 申請に係る子ども	フリガナ	ハチオウジ ▲コ	続柄	男	ハチオウジ ●ロウ	続柄	男	
	氏名	八王子 ▲子	子	女	八王子 ●郎	子	女	
	個人番号	●●●●●●●●●●●●●●			◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎			
	生年月日 <small>(令和7年4月1日現在の年齢)</small>	R▽年 ▽月 ▽日(▽歳)			R×年 ×月 ×日(×歳)		年 月 日(歳)	
	認定区分 ※	☑2号 □3号			□2号 ☑3号		□2号 □3号	
	申込項目	新規/転園)実施替・市外(市)			新規)転園/実施替・市外(市)		新規/転園/実施替・市外(市)	
現在の保育状況	<input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 職場保育 <input type="checkbox"/> その他() <input checked="" type="checkbox"/> 保育施設(施設名 ×××保育園)			<input checked="" type="checkbox"/> 父(母) <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 職場保育 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 保育施設(施設名)		<input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 職場保育 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 保育施設(施設名)		
⑤ 希望保育施設名	第1希望	☆☆☆保育園	見学日	(8/15)	☆☆☆保育園分園	見学日	(8/15)	
	第2希望	△△△保育園	見学日	(9/24)	△△△保育園	見学日	(9/24)	
	第3希望	□□□こども園	見学日	(10/31予定)	□□□こども園	見学日	(10/31予定)	
	第4希望以降 <small>(順位を付けて記入)</small>	④▽▽▽保育園(見学日 10/20)		④▽▽▽保育園(見学日 10/20)		⑤■●●●保育園(見学日 11/1予定)		
⑥ 兄弟で申込みをする場合の希望条件	①同時に同じ保育施設の入園のみを希望する。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> 1人だけでも入園を希望する <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 同時に入園できれば別々の保育施設でも入園を希望する ②上記で「いいえ」を選択した場合 <input type="checkbox"/> 全員が同時にいくつかの園に入園できる場合 <input type="checkbox"/> 希望順位が下位でも同じ保育施設を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 各子どもごとの希望順位での利用を希望する						<注意> ①で「はい(同時に同じ保育施設の入園のみを希望)」または、「同時に入園できれば別々の保育施設でも入園を希望する」を選択した場合 ⇒兄弟のうち1人が入園可能でも他の子どもが入園できなければ全員が保留となります。	
⑦ 同居者	氏名		続柄	生年月日	年齢 <small>(R7.4.1現在)</small>	職業/学校名・学年/保育園等、在籍施設	障害等	
	八王子 ■郎(別居)		父	S×年 ×月 ×日	×	〇〇県△△市 ××町1-2-3	有(無)	
	八王子 ■子		母	H●年 ●月 ●日	●	パート	有(無)	
	八王子 ★郎		兄	R◆年 ◆月 ◆日	◆	☆☆☆保育園	有(無)	
	八王子 ●代		祖母	S▲年 ▲月 ▲日	▲	無職	有(無)	

1 保護者氏名	申請年月日と申請者の氏名を記入してください。								
2 保育利用年月	<p>希望月の1日付の入園となり、月途中の入園はできません。</p> <p>【保育期間】①就労、障害…原則、「小学校入学まで」に○をつけてください。</p> <p>②出産、疾病、介護・看護、就学…各事由に基づく期限（事由はP.1第一章「Step1」を参照）に○をつけてください。</p>								
3 保護者	保護者1欄に記入された保護者に対して、保育施設関連の通知及び利用者負担額（保育料）の請求が行われます。								
4 申請に係る子ども	<p>今回、保育施設利用申込を行うお子様のみを記入してください。</p> <p>出生前児童は、児童の名前又は「名字 ベビー」と記入します。出生前申込の詳細については、P.16第二章「Topic10」も参照してください。</p> <p>年齢は令和7年4月1日時点で記入します。兄弟姉妹に在園児がいる場合は、同居者欄に記入します。</p> <p>認定区分のチェック（√）は、0～2歳までのお子様は3号、3～5歳までのお子様は2号となります。認定区分の詳細については、P.2第一章「Step2」を参照してください。</p> <p><申込項目></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">新規</td> <td>新たに保育施設の入園を申し込む場合</td> </tr> <tr> <td>転園</td> <td>在園児が、別の保育施設に移ることを希望する場合</td> </tr> <tr> <td>実施替</td> <td>市外から転入し、在園中の保育施設への通園を継続希望する場合</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>現住所（住民登録をしている自治体）外の保育施設を申し込む場合 (例) 八王子市在住で、八王子市外の□□市の保育施設へ入園を希望</td> </tr> </table>	新規	新たに保育施設の入園を申し込む場合	転園	在園児が、別の保育施設に移ることを希望する場合	実施替	市外から転入し、在園中の保育施設への通園を継続希望する場合	市外	現住所（住民登録をしている自治体）外の保育施設を申し込む場合 (例) 八王子市在住で、八王子市外の□□市の保育施設へ入園を希望
新規	新たに保育施設の入園を申し込む場合								
転園	在園児が、別の保育施設に移ることを希望する場合								
実施替	市外から転入し、在園中の保育施設への通園を継続希望する場合								
市外	現住所（住民登録をしている自治体）外の保育施設を申し込む場合 (例) 八王子市在住で、八王子市外の□□市の保育施設へ入園を希望								
5 希望する保育施設名及び保育施設見学日	<p>入園を希望する保育施設を、希望順に記入してください。また、各保育施設の見学日を記入してください。なお、申請日時点で見学が済んでいない場合は、保育施設へ見学の予約をした「見学予定日」を記入してください。（例の場合、第3希望の書き方を参照）第4希望以降も見学日の記入が必須です。</p> <p>保育施設によって、受入年齢や開所時間等が異なります。必ず、申込前に各保育施設に連絡のうえ、入園を希望するお子様と一緒に見学をし、保育方針や運営方針、延長保育等といった条件を確認してください。</p> <p>受入年齢や開所時間等については、P.43「保育施設一覧」を確認してください。</p>								
6 兄弟姉妹申込の希望条件	<p>申請書の該当箇所に√をして希望条件を選択してください。</p> <p>必ず、P.12第二章「Topic3」を確認の上、記入してください。</p>								
7 同居者	<p>入園を希望するお子様以外の同居者を記入してください。なお、世帯分離等に関係なく、同一住所に居住している方を全て記入してください。</p> <p>生計を同一にしている単身赴任等の父母や婚姻関係（離婚調停中別居含む）にある別居の父母、税法上の被扶養者については、同居していなくても記入が必要です。該当する場合は、名前の後に「（別居）」と記入し、職業欄に住所を記入してください。</p> <p>同居者の人数が多い場合、欄外又は別紙に記入してください。</p> <p>【障害等の記入】</p> <p>次の項目に該当する在宅障害児(者)がいる場合は、「有」を○で囲んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者手帳」「療育手帳(愛の手帳)」又は「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方 ・「特別児童扶養手当」の支給対象児童 ・「国民年金の障害基礎年金」の受給者 								

第一章 認可保育施設の入園申込

1 家庭状況

保育を必要とする事由を○で囲み、右欄に内容等を記入して下さい。

父親		母親	
事由	内容	事由	内容
就労	勤務先名称：〇〇〇〇株式会社 勤務先所在地：〇〇県△△市××町3-3-3 就労時間：9時00分～18時00分 育児休業：年月日まで取得中	就労	勤務先名称：□□□□商店 勤務先所在地：八王子市××町3-2-1 就労時間：9時00分～17時00分 育児休業：R■年■月■日まで取得中
求職	事由を○で囲んでください。 ※ 2就労内定あり 年月日就労開始予定	求職	事由を○で囲んでください。 ※ 2就労内定あり 年月日就労開始予定
出産		出産	分娩(予定)日：年月日
疾病	傷病名： 病院名： 区分：通院・入院 上記の期間：年月日～年月日	疾病	傷病名： 病院名： 区分：通院・入院 上記の期間：年月日～年月日
障害	障害名： 等級：種級、度	障害	障害名： 等級：種級、度
介護	被介護者： 保護者からみた続柄： 病名・障害名： 等級：種級、度 同居・別居：同居・別居 介護の頻度：常時・週5日以上・週3日以上	介護	被介護者： 保護者からみた続柄： 病名・障害名： 等級：種級、度 同居・別居：同居・別居 介護の頻度：常時・週5日以上・週3日以上
就学	区分：通学制・通信教育課程 就学先名称： 就学期間：年月日～年月日	就学	区分：通学制・通信教育課程 就学先名称： 就学期間：年月日～年月日
災害復旧	区分：震災・風水害・火災・その他() 災害発生日：年月日 災害の状況：	災害復旧	区分：震災・風水害・火災・その他() 災害発生日：年月日 災害の状況：
不存在	理由：離婚・未婚・死亡・遺棄・ 離婚調停別居中・その他() 時期：年月日	不存在	理由：離婚・未婚・死亡・遺棄・ 離婚調停別居中・その他() 時期：年月日

※ハローワークの登録証等のコピーの提出がない場合は、求職活動休止中となります。

2 希望する保育必要量を、○で囲んでください。

希望する保育必要量	○保育標準時間(最大11時間)	・	保育短時間(最大8時間)
-----------	-----------------	---	--------------

※保育を必要とする事由等によっては、希望する保育必要量とならない場合があります。

3 祖父母の状況

	続柄		氏名	生年月日	住所	
	父方	母方				
祖父母の状況	父方	祖父		年月日		<input checked="" type="checkbox"/> 不存在
		祖母	八王子 ●代	S▲年▲月▲日	八王子市 XXX町一丁目2番3号	<input type="checkbox"/> 不存在
	母方	祖父	高尾 ▲郎	S◇年◇月◇日	△△県△△市▽▽町 1-2-3	<input type="checkbox"/> 不存在
		祖母	高尾 ●子	S◆年◆月◆日	同上	<input type="checkbox"/> 不存在

1 家庭状況

父母双方の「保育を必要とする事由」に○をつけてください。事由を証明する書類（保育の必要性を証明する書類）の添付がない場合、求職活動休止中とみなします。（障害と一部の疾病要件を除く）
 ※複数の事由に該当する場合は、それぞれの欄に○をつけ、必要な書類を添付してください。審査のうえ、最も指数が高くなる事由で利用調整を行います。

父母のいずれかが不在の場合

父又は母が死亡や離婚等の理由で不在の場合は、該当の理由とその時期を記入してください。

【離婚調停中で別居している場合】

離婚調停等をしていることがわかる書類（裁判の呼出状等）の提出が必要です。

なお、住民票を異動していない場合は「別居の申立書」も必要となります。

※利用者負担額（保育料）の算定については取り扱いが異なります。P.23を参照してください。

【別居中でも離婚調停等をしていない場合】

父母双方の書類（保育の必要性を証明する書類、課税証明書等）が必要となります。

家庭状況	必要書類	備考
離婚		申請書裏面の該当部分に○をし、その時期を記入する。
離婚調停中（別居）	調停（離婚）の呼出状 等	必要書類が確認できないとき等
離婚調停別居中 （住民票が同一住所）	①調停（離婚）の呼出状 等 ②別居の申立書	は、ひとり親として利用調整できない場合があります。

離婚協議中・離婚協議別居中・離婚後も同居を続けている・未婚だがパートナーと同居している場合は、ひとり親とみなせません。 離婚調停中の場合、その状況（別居・同居等）によって必要書類が異なります。

必要書類が確認できない場合、離婚調停中とみなされません。

就労要件と出産要件が重複している場合

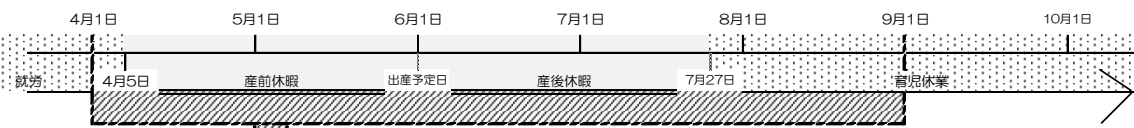
出産を控えている方でも、就労要件での利用調整が可能です。就労要件での利用調整を希望される場合、申請書裏面

【1. 家族状況】「保育を必要とする事由」の「就労」のみに○をしてください。

※「出産」に○がついていると、出産予定月とその前後2か月は「出産要件での利用調整」となります。その間に入園決定した場合、出産予定月の2か月後に退園となります。

※就労要件となった場合、産後休暇後の復帰や育児休業からの復帰が必要となります。

（例）就労している保護者が、下の子の出産（6/1予定日）があり、上の子の新規入園又は転園の申込をする場合



★出産に○をつけた場合、部分の5か月間が「出産要件」での利用調整となり、この期間に入園決定すると8月末に退園する必要がある。

- ①4月入園（就労中）…就労要件で申込可能（入園する4月1日時点では就労しているため、産前・産後休暇取得後、育児休業の取得も可能）
- ②5-7月入園（産休中）…就労要件で申込可能（産前産後休暇取得後に復職が必要。原則、育児休業取得不可）
- ③8月入園（育休中）…就労要件で申込可能（原則、育児休業からの復職が必要）
- ④9月入園（育休中）…就労要件で申込可能（原則、育児休業からの復職が必要）

2 希望の保育認定必要量

希望の保育時間を選択します。求職活動中の場合、希望に関わらず短時間認定となります。P.2 第一章 Step 2の「保育必要量」を参照してください。

3 祖父母の状況

父方・母方双方の祖父母の状況を記入してください。（同居している場合、申請書表面の同居者欄にも記入）既にお亡くなりになっている等の場合は、不存在にチェック（√）をつけてください。

第二章 入園申込に係る情報

TOPIC 1. 申請書類等の配布場所

申請書は、下記窓口で配布しています。また、八王子市子育て応援サイトからダウンロードすることもできます。（しおり表紙の二次元コード参照）なお、各配布場所の配付部数には限りがありますので、ご了承ください。

	申請書類	配布場所
申込の方 新規・転園	教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（3枚綴り）	・市役所本庁舎4階 保育幼稚園課
	就労証明書	・市民部各事務所
	スケジュール表	・八王子駅南口総合事務所
手続き 申込後の	※申込内容や状況により、必要書類が異なります。	
	申込内容の変更を考えている場合 →希望変更届	・市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 ・市民部拠点事務所
	申込内容の取下げ又は辞退を考えている場合 →保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書	（浅川・由木・元八王子・北野） ・八王子駅南口総合事務所 ・南大沢事務所

TOPIC 2. 窓口申込における必要書類

窓口申込では、申請書類に書かれた保護者及び申込児童の「個人番号確認書類」と、窓口申請に来た申請者の「本人確認書類」を提示していただきます。

【個人番号確認書類の例】

個人番号カード、個人番号の通知カード（カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）、個人番号記載の住民票の写し、住民票記載事項証明書

【本人確認書類の例】

個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード

【上記の本人確認書類が用意できない場合】※いずれか2点提示

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

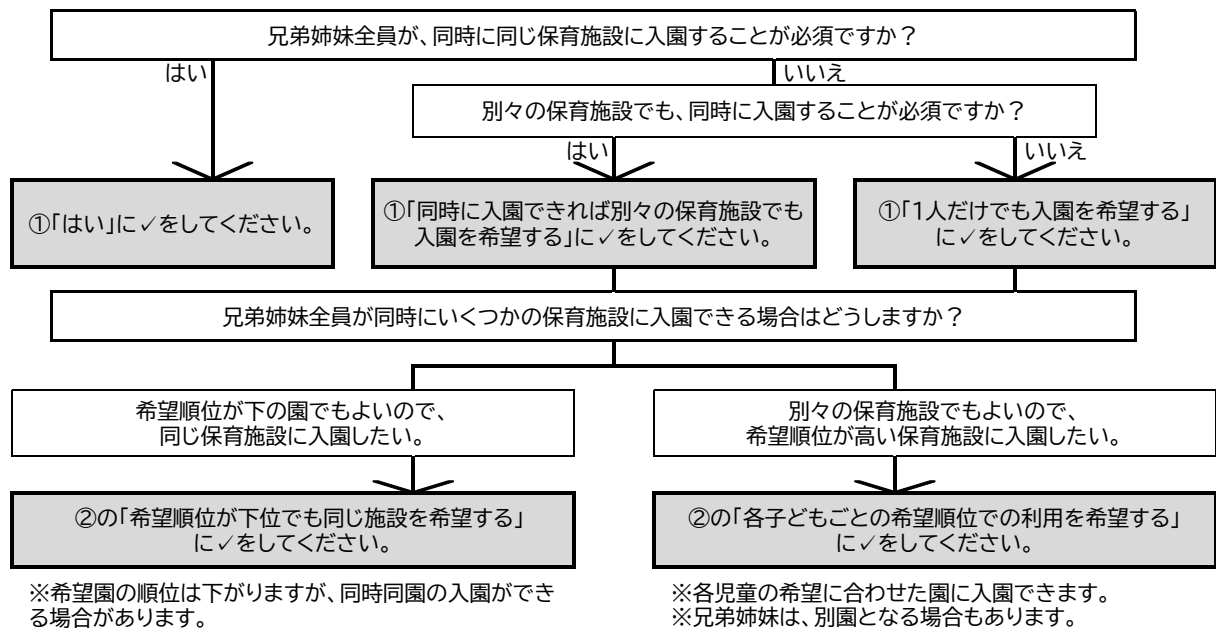
代理人（親権者以外）が窓口で申込をする場合、保護者・申請児童の「個人番号確認書類」と窓口申請に来た代理人の「本人確認書類」に加え、『保護者直筆の委任状』が必要です。

なお、認定変更申請書の提出時などにおいても、代理人が手続きをする場合は、委任状が必要になります。

(例)	委任状	令和〇年〇月〇日
八王子市長 殿	(委任者)	住所 八王子市〇〇町1-2-3 氏名 〇〇 〇〇
	私は次のものを代理人と定め、八王子市に対する〇〇年度教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の提出手続きについての権限を委任します。	
	(受任者)	住所 八王子市□□町3-2-1 氏名 □□ □□

TOPIC3. 兄弟姉妹申込の希望条件について

兄弟姉妹で申込をする場合、下のフローチャートを参考に希望に沿った項目を確認・チェック(✓)してください。



フローチャート以外の希望がある場合、【例1】のようにより細かい条件を記載した別紙や、【例2】のように希望する全ての組み合わせ・希望順位を記載した別紙を申請書に添付の上、提出してください。別紙には記載のとおり希望する旨と「申請者の署名」をしてください。

例1

基本的に、申請書の希望順・希望条件どおりの利用調整を希望するが、姉(▲子)のみの入園決定は希望しない。

弟(●郎)のみの入園決定は希望する。

上記のとおり希望します。

八王子 ■子

例2

▲子(姉)

●郎(弟)

第1希望

A園

A園

第2希望

B園

B園

第3希望

C園

C園

第4希望

A園

B園

第5希望

B園

A園

上記のとおり希望します。

上記以外の入園決定は希望しません。

八王子 ■子

TOPIC 4. 転園申込をご検討の方

転園申込は、新規申込と同様の書類を揃えて申込をしてください。以下は注意点です。

1. 期限までに保育を必要とする事由を証明する書類の提出がない場合、「求職活動」の認定となり在園中の保育施設においても、申込月の翌月より「求職活動」の認定が適用されます。
2. お子様の転園決定と同時に、在園中の保育施設には他のお子様が入園決定します。そのため、**いかなる理由があっても転園決定を辞退することはできません。**転園の希望が無くなった場合は、速やかに「保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書」を提出してください。（FAX 提出可）
3. 育児休業中の転園は、原則、同じ勤務先に同契約で復帰することが条件となります。なお、産前産後休暇中及び育児休業中における取扱いは、原則、P.10の「就労要件と出産要件が重複している場合」と同様です。ただし、在籍施設への通園困難等、やむを得ない事情による転園については、育児休業の取得又は継続が認められる場合があります。詳細は、「在園のしおり」（表紙裏に二次元コード掲載）を参照してください。
4. 入園が内定している状態での転園申込は、受付できません。4月入園が決定している場合、転園申込ができるのは4月1日以降となります。

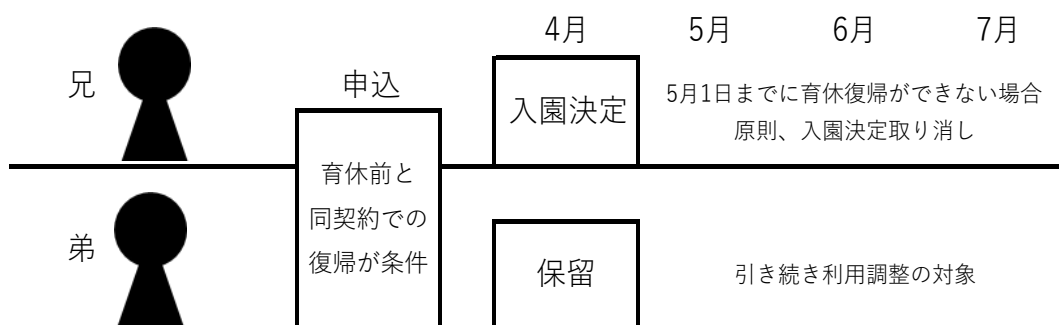
TOPIC 5. 申込の希望変更・取下げ

申込内容の変更（希望施設の変更・追加、兄弟姉妹申込条件の変更等）がある場合は、期限までに「希望変更届」を提出してください。申込を取下げる場合は、速やかに「保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書」を提出してください。

TOPIC 6. 育児休業中の申込における注意点

育児休業中の保護者が保育施設の申込をする場合、産前産後休暇・育児休業を取得前と同じ勤務先に同契約で復帰することを条件に利用調整を行っています。そのため、**同勤務先・同契約で復帰しない場合は、原則、お子様の入園が取消となります。**また、兄弟姉妹2人以上で申込をし、入園できないお子様がいらっしゃる場合でも、期限までに育児休業から復帰する必要があります。

【例】上の子が入園決定、下の子が保留（待機）の場合

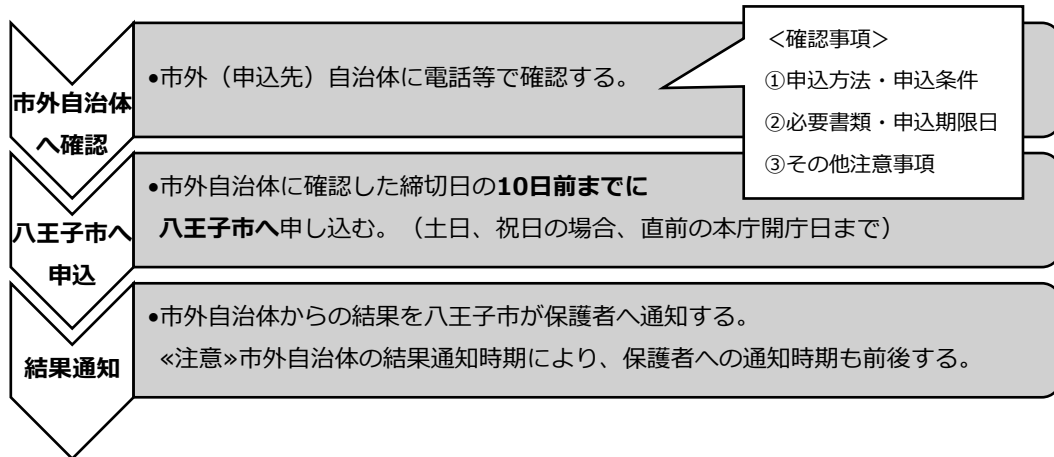


TOPIC 7. 八王子市外の認可保育施設へ申込をする場合

申込場所：八王子市窓口

必要書類：①申込先自治体で求められている必要書類等

- ② [八王子市様式] 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（裏面あり）
- ③ [八王子市様式] 同意書
- ④ [八王子市様式] 家庭状況に関する提出書類等確認表（裏面あり）



事前に、保育施設の所在する自治体の保育担当へ問い合わせください。八王子市を經由して申込が必要な場合、自治体が示した締切日の10日前まで（土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）に八王子市窓口へ申込をしてください。

※申込予定の自治体から直接申込（八王子市を經由する必要なし。）の案内があった場合でも、在籍（申込）状況によって手続きが必要となる可能性があるため、八王子市役所保育幼稚園課（042-620-7369）へ連絡してください。

※市内と市外の保育施設を併願する場合、提出書類・申込期限・結果の通知時期が通常と異なることがあります。事前に八王子市役所保育幼稚園課に連絡してください。

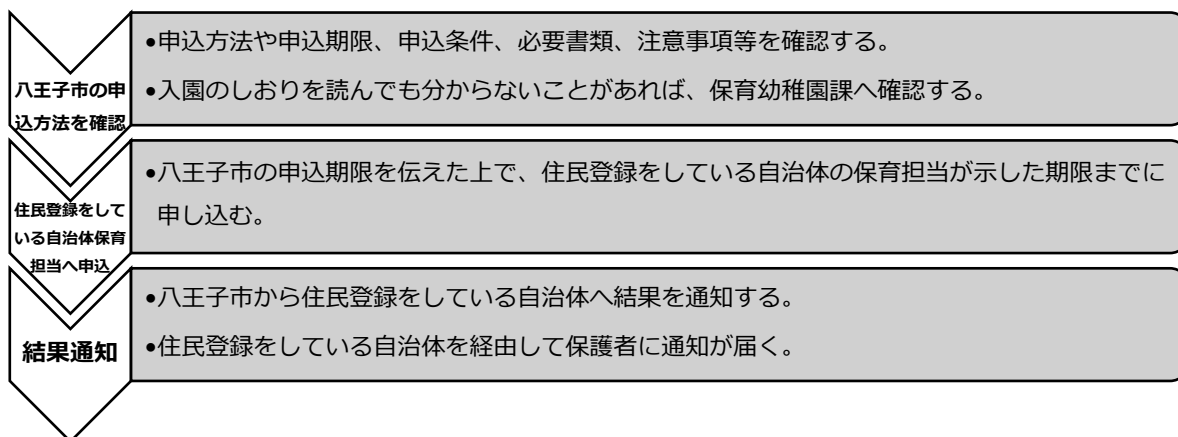
申込をする市外の自治体へ転出予定がある場合

転出先の住居の「売買契約書」や「賃貸借契約書」のコピー等が必要となる場合がありますので確認してください。また、**転出（転出先自治体での転入手続き完了）後は、転出先市区町村民として再度、転出先保育担当窓口で保育施設利用申込をする**必要があります。**転出先での手続きが完了後は、八王子市役所保育幼稚園課へ連絡してください。**

TOPIC 8. 市外にお住まいで、八王子市内の認可保育施設へ申込をする場合

申込場所：保護者が住民登録をしている市区町村窓口

必要書類：八王子市様式の申請書類等



事前に八王子市役所保育幼稚園課へ申込締切日等を確認の上、八王子市様式の申請書等で申込をしてください。八王子市様式以外の書類は、審査できません。

転入予定がある場合の必要書類

転入状況		必要書類
全ての転入者		✓ 転入誓約書
状況	八王子市内の住宅等の購入	✓ 売買（工事請負）契約書のコピー
	八王子市内の住宅等の賃借	✓ 賃貸借契約書等のコピー
	保護者が所有している八王子市内の住宅等への転居	✓ 登記簿謄本等のコピー
	八王子市に住民票がある親族等との同居	✓ 同居（居住）についての同意書（転入誓約書に印字されています）
	親族等が所有している八王子市内の住宅等への転居	✓ 同居（居住）についての同意書（転入誓約書に印字されています） ✓ 登記簿謄本等のコピー

契約者名（保護者名）、住所等の所在地、引渡し予定日（賃貸借期間）を確認できるものを用意してください。

※入園希望月の前月末日までに転入することが条件となります。

※八王子市へ転入後、八王子市民として改めて保育施設利用申込の手続きをする必要があります。転入手続き後は、必ず保育担当窓口へお越しくください。

※申請書には申請時点での住所を、転入誓約書には転入予定の八王子市の住所を記入してください。

TOPIC 9. 八王子市内に転入予定がない方の保育施設申込

【0～2歳児クラス】の利用申込は5月入園募集から、【3～5歳児クラス】の利用申込は4月二次募集からの受付となります。転入予定がない方は総じて、八王子市民の利用調整後に空きがある場合、利用調整対象となります。なお、小規模保育事業・家庭的保育事業への申込はできません。

ただし、里帰り出産による期間が限定された入園申込の場合、転入予定がなくても転入予定がある方と同じ条件で利用調整を行います。

転入予定がなく、育児休業の延長を目的とした入園意思のない申込は、受付ができません。

TOPIC10. 4月一次入園（転園）申込の注意点等**郵送申込について**

郵送申込は、4月一次募集のみ受付が可能です。郵送事故について、本市では責任を負いかねますので予めご了承ください。郵送申込は、市が受付完了したことを文書でお知らせします。受付完了の文書は、令和6年11月11日（月）頃までに発送予定です。

郵送申込における必要書類

郵送申込では、申請書類に書かれた保護者及び申込児童の「個人番号確認書類のコピー」と、「本人確認書類のコピー」を提出していただきます。

【個人番号確認書類の例】以下、それぞれのコピー

個人番号カード、個人番号の通知カード（カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）、個人番号記載の住民票、住民票記載事項証明書

【本人確認書類の例】以下、それぞれのコピー

個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード

【上記の本人確認書類が用意できない場合】以下、それぞれのコピー ※いずれか2点提示

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

※郵送受付は書類の不備等があった場合、保護者への問い合わせや案内に時間を要します。

※郵送前に申請書や就労証明書等の記載内容や必要書類を必ず確認してください。

出生前申込について

お子様の出産予定日が申込期限後の場合でも、申込はできます。出生連絡後に結果通知を送付しますので、出生届と住民票の手続きをしたのち、保育幼稚園課へ連絡してください。出生連絡の際、お子様の「出生日」「名前」「性別」「健康状態」を伺います。なお、**4月入園の対象になるのは、令和7年2月3日までに生まれたお子様**です。それ以降に出生された場合は、自動的に5月入園以降の対象児童となり、再度選考となります。

入園相談会について

保育施設入園についてのご相談は、平日の窓口や電話で随時行っています。4月申込は、初めて申込をされる方も多いため、例年土曜日・日曜日に入園相談会を行っています。今年は以下の期間に電話でのご相談を受け付けます。

令和6年10月13日（日）、19日（土）、27日（日）の9時半～16時まで

（電話番号：042-620-7369）

4月一次申込期間の内11月3日・10日の日曜日は、八王子駅南口総合事務所にて臨時窓口を設けます。受付時間は、八王子駅南口総合事務所の開所時間に準じます。

医療的ケアを必要とする児童等の保育施設 4 月入園申込について

例年 8 月頃に子育て応援サイトに情報公開をします。詳細は右記二次元コードを参照してください。（令和 7 年 4 月申込は終了しました。）

（参考）【実施施設】市立津久田保育園・市立長房中央保育園・市立みなみ野保育園・打越保育園・光明第四こども園・めぐみ第二保育園



TOPIC11. 4 月二次入園（転園）申込の注意点

一次募集で定員に満たなかった保育施設や、退園等により欠員が生じた保育施設については、二次募集を行います。「郵送受付」はありません。

【申込対象】

- ・ 4 月一次募集の受付期間に申込ができなかった方
- ・ 4 月一次募集で保留となった方の希望保育施設の変更等
- ・ 八王子市外在住で令和 7 年 3 月 31 日までに八王子市へ転入予定のない 3 ～ 5 歳児クラスの方

TOPIC12. 5 月以降入園（転園）申込の注意点

【申込対象】

- ・ 4 月入園の申込ができなかった方
- ・ 年度途中の入園（転園）を希望する方
- ・ 入園保留となった方の希望保育施設の変更等

※申込期限は原則、入園希望月の前月 15 日（15 日が土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）です。

※令和 8 年 2 月及び 3 月の申込期限は、令和 7 年 12 月 15 日（月）です。

※令和 8 年 1 月 3 日までに生まれたお子様が、令和 8 年 3 月入園の対象となります。

TOPIC13. 利用調整結果通知について

利用調整結果通知は、原則、再発行できません。大切に保管するようお願いします。

育児休業の延長等に必要となる利用調整結果通知「保育施設入園保留通知」は、申込期限内に申請書が提出され、利用調整の結果入園とならなかった場合のみ発行されます。入園決定を辞退した場合、保育施設入園保留通知は発行できません。また、期限内に申込がない場合も発行できません。申請を取り下げた場合についても、取り下げている期間の保育施設入園保留通知は発行できません。

第三章 利用調整について

1. **保育の必要性を「保育所等利用調整基準指数表」（P.19 参照）の指数に置き換え、指数の高い順に入園を決定します。同一指数の場合、「同一指数世帯優先順位表」（P.22 参照）に基づき決定します。**

【例1】

20点第2希望の世帯と18点第1希望の世帯の利用調整

→ 20点第2希望が優先される（指数が高い方から決定されるため）

第1希望で決まらない場合は、第2希望以降も同様の方法で利用調整を行います。

【例2】

20点第3希望でひとり親世帯と20点第1希望の世帯の利用調整

→ 20点第1希望が優先される（同一指数世帯優先順位表の第一順位に基づく）

2. **認定こども園を希望する3歳クラス以上の利用調整では、指数に関わらず第1希望とされている方から優先して入園を決定します。**

【例】

3歳クラス以上の認定こども園の利用調整における20点第2希望と18点第1希望の場合

→ 18点第1希望が優先される。

3. **希望した全ての保育施設について、利用調整を行います。**

利用調整の結果、希望した全ての保育施設に入園ができず保留（待機）となる場合があります。なお、利用調整結果について電話でのお答えはできません。

4. 保育所等利用調整基準指数表

申請書及び証明書類等の内容を審査し、保育の必要性に応じ保育所等利用調整基準指数表に置き換え、指数の高い方から入園を決定します。

なお、同一指数の場合は、同一指数世帯優先順位表で比較して決定します。

別表-1

区分	保護者の状況				基準指数
	類型	番号	細目		
A	就 労	1	就 労 1	週40時間以上の就労を常態とする	10
				週35時間以上の就労を常態とする	9
				週30時間以上の就労を常態とする	8
				週25時間以上の就労を常態とする	7
				週25時間未満の就労を常態とする	6
		2	就 労 2 (自営協力者等)	週35時間以上の就労を常態とする	8
週30時間以上の就労を常態とする	7				
週30時間未満の就労を常態とする	6				
B	出 産 等	3	妊 娠 ・ 出 産	妊娠・出産	10
C	疾 病 ・ 障 害	4	入 院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10
				入院が1か月未満と見込まれるもの	9
			自 宅 療 養	常時病臥	10
				精神性疾患、感染性の疾病又は指定難病	10
				自宅療養で週3日以上通院を常態とする	8
				自宅療養で週1日～2日以上通院を常態とし自宅安静が必要	7
		上記以外の自宅療養で保育が必要と認められるもの	6		
		5	障 害	「身体障害者手帳第1種1～4級」又は「愛の手帳1～3度程度」該当者	10
				「身体障害者手帳第2種2～4級」又は「愛の手帳4度程度」該当者	8
				上記以外の障害で保育が必要と認められるもの	6
D	介 護 ・ 看 護	6	同居又は長期入院等親族の介護・看護	週40時間以上の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	10
				週30時間以上の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	8
				週30時間未満の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	6
7	別居親族の介護・看護	6に準じ指数を認定する(保護者からみて1親等親族の場合に限る)	6～10		
E	災 害 復 旧	8	災 害 復 旧	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	10
F	求 職 活 動	9	求 職 活 動 等	内定者で週40時間以上の就労を常態とする予定のもの	8
				上記以外の内定者	6
				求職活動を常態としているもの	5
				上記以外のもの	4
G	就 学	10	就 学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、就労1に準じ選考基準指数を認定する(この場合、就労を就学と読み替える)	6～10
				上記の学校等に合格しているもので週40時間以上の就学を常態とする予定のもの	8
				上記以外の合格者又は上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの	6
H	そ の 他	11	不 存 在	離婚・死亡・拘禁等	10
			若 年 保 護 者	満18歳未満である場合	10
			そ の 他	前各号に掲げるもの以外で、保育が必要と特別に認められる場合	10

<別表－1の取り扱い>

- ① 別表－1の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。ただし、保育を希望する月の1日時点で消失する保育の必要性の事由については対象外とする。(一定期間毎に契約更新する有期雇用契約で更新予定が有る場合は対象とする。)
- ② 保護者とは、主に子どもを養育している者とする。この表においては、原則として父母とし、それぞれの保育の必要性について基準指数を決定し、その合計を世帯の基準指数とする。
- ③ 別表－1により決定した世帯の基準指数に別表－2の調整指数を加算し、利用調整指数を認定する。なお、世帯の利用調整指数の最高は20、最低は8とする。ただし、保護者が育児休業を取得(予定含む)しており、特定の保育施設を希望し、入園保留となっても育児休業を延長できるため、他の希望者を優先してもよいとの意向が確認できた場合については、世帯の基準指数及び調整指数に係らず利用調整指数を4とする。
- ④ 類型又は細目が2項目以上に該当する場合は、基準指数の高いものとする。
- ⑤ 「就労」類型については、就労証明書(国の標準的な様式で項目に欠落がない他市区町村様式含む。)によって確認できる雇用契約上の就労時間及び直近の就労実績を総合的に判断し基準指数を認定する。
- ⑥ 保護者以外が経営する会社等で就労している場合は、就労1とする。(テレワーク等により自宅にて就労している場合を含む。)
- ⑦ 保護者が経営(共同経営を含む。)する会社等で就労しており、市区町村民税が課税されている場合又は青色申告をしている場合は「就労1」とする。ただし、課税されていない場合かつ青色申告をしていない場合は、「就労2(自営協力者等)」に準じ基準指数を認定する。
- ⑧ 「別表－1の取り扱い」の⑦において判定に用いる市区町村民税の年度は、4～8月入園希望の場合は前年度、9～3月入園希望の場合は当年度とする。
- ⑨ 「別表－1の取り扱い」の⑦において判定に用いる青色申告の対象年は、4～8月入園希望の場合は前々年分所得、9～3月入園希望の場合は前年分所得とする。
- ⑩ 妊娠・出産について、切迫流産等で入院加療等が必要な場合は、診断書等の提出により、出産予定月の2か月より前から利用申込ができる。なお、その場合は、出産要件とする。
- ⑪ 指定難病とは、国の指定する難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病)又は都の指定する難病(東京都単独疾病)に罹患している場合をいう。
- ⑫ 介護・看護については、診断書又は障害者手帳等と介護・看護を行う時間を総合的に判断し基準指数を認定する。なお、長期入院等親族とは保護者からみて2親等以内の親族の場合に限る。また、施設通所付添の時間は、施設への送迎時間及び施設内で拘束される時間とする。
- ⑬ 内定者とは、保育を希望する月の末日までに雇用される場合をいう。保育を希望する月の翌月以降に雇用される場合は、「求職活動を常態としているもの」に準じ基準指数を認定する。
- ⑭ 就労証明書において、雇用(予定)期間の始まりの日が保育を希望する月の申込締切日以前であっても、雇用(予定)期間の始まりの日が証明日の翌日以降の場合、「求職活動の内定者」として基準指数を認定する。その場合、保育を希望する月の申込締切日までに、証明日が雇用(予定)期間の始まりの日以降となっている就労証明書の提出があれば、原則「就労」として基準指数を認定する。
- ⑮ 申込後、保育を希望する月の末日までに転職する場合、かつ、現職退職後1か月以内に転職する場合は、「就労」として転職後の就労時間に応じ基準指数を認定する。ただし、現職退職後から転職までに1か月以上の空白期間がある場合は、「求職活動の内定者」として基準指数を認定する。
- ⑯ 「法律に基づく育児休業又は企業独自の育児休業」以外で職場に籍だけはあるが、休職している場合については、「求職活動の内定者」に準じ基準指数を認定する。
- ⑰ 求職活動を常態としているとは、ハローワークカード・紹介状又は採用面接通知等により、求職活動中であることが確認できる場合をいう。なお、求人紹介サイト等への登録のみの場合は、求職活動を常態としているとは判断しない。
- ⑱ 学校とは学校教育法第一条に規定する学校、同法第二十四条に規定する専修学校及び同法百三十四条第一項に規定する各種学校をいい、職業訓練施設とは、職業能力開発促進法第十五条の六に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。また職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を受けている場合も含む。就学時間については、提出書類における授業や研究、実習等により拘束される就学日数・就学時間(自主学習や課題に要する時間は含まない。)により基準指数を認定する。
- ⑲ 不存在については、離婚・死亡、拘禁等により、存在しない場合をいう。
- ⑳ 若年保護者の年齢とは入園を希望する年度の4月1日において18歳未満とする。
- ㉑ その他、保育が必要と特別に認められる場合は、利用調整会議にて指数を認定する。

5. 保育所等利用調整指数表

別表-2

類型	番号	細目	調整指数
調整項目	1	ひとり親家庭	+5
	2	入園希望児童又は兄弟姉妹に障害がある	+2~
	3	入園希望児童が多胎児	+2
	4	生活保護世帯	+2
	5	保育士として復職予定又は採用が内定している場合	+2~
	6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+5
	7	2歳児クラスまでの保育所等の卒園児	+8

<別表-2の取り扱い>

- ① 別表-2の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。
- ② 番号1のひとり親家庭には、①父又は母が不存在の者②父又は母が重度の障害を有し就労不能(身障手帳1~2級程度及び愛の手帳1~2度程度)の者③その他ひとり親家庭と同程度と認められるもの等を含む。ただし、単身赴任・離婚前提別居等は含めない。
- ③ 番号2の障害については、身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行又は特別児童扶養手当の受給確認、国民年金の障害基礎年金の受給証書、診断書の提出内容等により、調整指数を適用する。なお、世帯に2人以上障害がある場合、調整指数は「+2×人数」とする。
- ④ 番号5については、保護者が保育士資格を有し市内の認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業において、保育士として復職予定又は採用が内定している場合とする。なお、父母ともに該当する場合は「+4」とする。
- ⑤ 番号6については、4~8月入園希望の場合は前年度、9~3月入園希望の場合は当年度の所得額が高い父母のいずれか(生計の中心者)が失業したことにより、就労をしていなかった父母のいずれかに就労の必要性が生じ、かつ父母とも求職中の場合とする。なお、失業については、離職票、退職証明書等により確認できる場合とし、自己都合による退職は対象外とする。また、番号1「ひとり親家庭」が適用される場合も対象外とする。
- ⑥ 番号7については、申込締切日時点で2歳児クラスまでの保育所等に在籍し、同施設を3月に卒園する児童の4月入園申込に限り、本園又は分園に進級(編入)できる場合又は連携保育所に進級する場合(連携保育所への進級決定を辞退した場合を含む。)は適用しない。
また、保育所等とは、八王子市内の認可保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育(地域枠のみ)とする。

6. 同一指数世帯優先順位表

別表-3

優先順位	細目
第一順位	希望順位の高い者
第二順位	社会的養護が必要な世帯
第三順位	両親とも不存在
第四順位	2歳児クラスまでの保育所等の卒園児
第五順位	兄弟姉妹が希望保育園に在園中(入園が内定している場合を含む)
第六順位	保育士として復職予定又は採用が内定している場合
第七順位	基準指数の高い者
第八順位	ひとり親家庭
第九順位	入園希望児童又は兄弟姉妹に障害がある
第十順位	次の順で優先する。 (1)未就学児童の多い世帯 (2)小学3年生以下の児童の多い世帯
第十一順位	利用申込事由により、次の順で優先する。 (1)疾病 (2)障害 (3)災害 (4)出産 (5)区分D、基準指数10の親族の介護・看護 (6)就労、就学 (7)(5)以外の介護・看護 (8)求職活動
第十二順位	調整指数の合計の高い者
第十三順位	世帯所得額が低い世帯

<別表-3の取り扱い>

- ① 別表-3の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。
- ② 第三順位の定義は、父母ともに死亡、拘禁等により、祖父母、親族又は里親等が父母に代わって養育している場合とする。
- ③ 第四順位の定義は、「別表-2の取り扱い」とおりとする。
- ④ 第五順位について、入園申込児童と入れ替わりで兄弟姉妹が卒園・退園する場合は、優先としない。
- ⑤ 第六順位の定義は、「別表-2の取り扱い」とおりとする。
- ⑥ 第八順位の定義は、「別表-2の取り扱い」とおりとする。
- ⑦ 第九順位の定義は、「別表-2の取り扱い」とおりとする。
- ⑧ 第十一順位における「利用申込事由」とは、世帯の事由のうち優先順位が高いものをいう。
- ⑨ 第十三順位でいう所得額とは、4～8月入園希望の場合は前年度、9～3月入園希望の場合は当年度の額とする。
- ⑩ 第十三順位で決定しないときは、利用調整会議において世帯の状況等を総合的に考慮して決定する。

第四章 利用者負担額（保育料）と副食費について

1. 保育料の決定方法

保育料は次の要件から「利用者負担額（保育料）階層区分表」（P.24 参照）に基づいて決定します。保育料は月額制のため、毎月 1 日現在保育施設に在籍している場合は、登園日数・時間に関わらず、その月分の保育料を全額負担していただきます。

1. 子どものクラス年齢（お子様の 4 月 1 日時点の年齢）
2. 教育・保育給付認定（保育標準時間・保育短時間）
3. 世帯の市民税課税額を基準に、以下の期別ごとに決定します。

保育料の期別	令和 7 年度（2025 年度） 4 月～8 月分	令和 7 年度（2025 年度） 9 月～3 月分
保育料決定の基となる市民税	令和 6 年度（2024 年度）市民税 （2023 年分の収入状況）	令和 7 年度（2025 年度）市民税 （2024 年分の収入状況）
決定通知発送	4 月初旬に通知	9 月初旬に通知

階層区分決定は、旧年少扶養控除等を再計算した市民税所得割課税額を適用します。ただし、寄附金税額控除・配当控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除は適用されません。

2. 保育料の納入方法

保育料の納入先は、在籍する施設によって異なります。

【注意】納入先が八王子市の施設については、納期限を過ぎた場合、延滞金がかかります。

在籍先の施設	納入先	納入方法	納期限
八王子市内の認可保育所 八王子市外の私立認可保育所 八王子市立市役所内保育園	八王子市	口座振替※	毎月末日 (12 月のみ 27 日 土日・祝日の場合は翌開庁日)
市外の公立認可保育所	当該保育所を管轄する 市区町村	市区町村へ確認	市区町村へ確認
認定こども園、家庭的保育、 小規模保育※市役所内保育園を除く 事業所内保育	在籍施設	在籍施設へ確認	在籍施設へ確認

※口座振替は、利用調整結果通知に同封する八王子市所定の「口座振替依頼書」を使い、金融機関で直接手続きしてください。口座振替されない月の保育料は、納入通知書で納入してください。口座振替の開始目安は、以下のとおりです。

入園月	登録手続き日	指定できる最短振替開始月 (目安)	納入通知書で納入いただく月 (口座振替されません。)	納入通知書の 配付方法
4 月	～3/15	4 月分	-	-
	3/16～	5 月分以降	4 月分以降	保育料金額決定 通知に同封
5 月以降 (例：5 月)	入園月の 15 日 (～5/15)	入園月の翌月以降 (6 月分)	入園初月分以降 (5 月分)	

15 日が土日・祝日となる場合は、15 日より前の営業日に金融機関で手続きしてください。

【参考】令和6年度（2024年度）利用者負担額（保育料）階層区分表

保育所・認定こども園（2号認定・3号認定）・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育

		0～2歳クラス		3～5歳クラス	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円		
3	所得割課税額 6,000円未満	5,000円	4,000円		
4	14,400円未満	8,000円	7,000円		
5	35,400円未満	11,000円	10,000円		
6	54,400円未満	14,000円	13,000円		
7	81,400円未満	17,000円	16,000円		
8	102,400円未満	20,000円	19,000円		
9	129,400円未満	23,000円	22,000円		
10	146,400円未満	26,000円	25,000円		
11	171,400円未満	28,000円	27,000円		
12	195,400円未満	30,000円	29,000円		
13	219,400円未満	33,000円	32,000円		
14	243,400円未満	36,000円	35,000円		
15	261,400円未満	39,000円	38,000円		
16	292,400円未満	42,000円	41,000円		
17	317,400円未満	45,000円	44,000円		
18	343,400円未満	48,000円	47,000円		
19	357,400円未満	51,000円	50,000円		
20	357,400円以上	54,000円	53,000円		

保育園・認定こども園（2号認定・3歳クラス以上）、認定こども園（1号認定）・新制度に移行した幼稚園を利用する3歳以上児童は、幼児教育・保育の無償化により基本月額保育料が0円となります。

給食費・延長保育料等は、別途実費で負担いただきます。給食費・延長保育料等は各施設で金額が異なりますので、各施設へ問い合わせください。

1. 父母やお子様は祖父母の税法上の扶養になっている（扶養控除の対象になっている）場合や、父母とも非課税で生計を同一にしている祖父母（家計の主宰者と考えられる場合等）がいる場合は、該当する祖父母の市民税課税額で保育料を決定します。
2. 離婚調停中で別居をしても住民基本台帳上の住所が同一の場合は、世帯分離等で世帯が別とっていない限り父母の市民税課税額の合算で保育料を決定します。（父母それぞれの税情報が必要となります。）
3. 婚姻関係のない同居者が同一世帯にいる場合、事実婚とみなし、同居者の市民税課税額も含めて保育料を決定します。
4. 算定対象期間に海外に在住であった方は、所得申立書等を提出いただき市民税額を推定計算することがあります。詳しくは、保育幼稚園課まで問い合わせください。

市民税未申告等の理由により階層区分が判定できない場合、最高額の保育料となることがあります。

適正な保育料決定の為に必ず申告等の手続きをお願いします。

多子軽減の適用

お子様に兄弟姉妹がいる場合やひとり親世帯等の場合、保育料を以下のとおり軽減します。

クラス年齢	世帯区分	世帯の市民税所得割額	年齢制限	多子軽減の内容
0～2 歳	ひとり親世帯等以外	制限なし	なし ※保護者と生計を一にしている兄弟姉妹に限る。	2 人目以降 0 円
	ひとり親世帯等	77,101 円以上 77,101 円未満		1 人目半額 2 人目以降 0 円

ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯若しくは身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は特別児童扶養手当の支給対象の子ども、国民年金における障害基礎年金の受給者となる在宅障害児（者）のいる世帯のいずれかに該当している家庭です。多子軽減の適用判定の市民税所得割額は、旧年少扶養控除等は再計算されません。

3. 副食費の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化により、3～5 歳クラスのお子様は利用者負担額（保育料）が 0 円となりますが、副食費については実費負担となります。お支払いは、在籍施設へお願いします。なお、各施設で金額が異なりますので、詳細は各施設に問い合わせください。（0～2 歳クラスは、副食費が保育料に含まれています。）

副食費の負担軽減制度

以下のお子様は、副食費の支払いが免除されます。対象となる世帯へは市から通知でお知らせします。

1. 世帯年収 360 万円未満相当世帯のお子様

年収 360 万円未満相当世帯とは、世帯の市民税所得割合算額が 1 号認定は 77,101 円未満、2・3 号認定は 57,700 円未満（ひとり親世帯等は、77,101 円未満）となります。

2. 所得階層に関わらず、第 3 子以降のお子様

1 号認定（新制度幼稚園・認定こども園（教育部分））については、3 歳～小学校 3 年生の子ども の数で判断します。

※市民税の申告手続きをされていないと、副食費の免除対象となる場合であっても免除対象とはなりません。

4. 保育料等の変更

下記のように家庭状況が変わった場合、保育料又は副食費の免除事項が変更になることがあります。市に手続きが必要となりますので、在園のしおり（表紙裏に二次元コード掲載）等を参考に必ず手続きをしてください。

- ✓ 住所変更（同居者も含む。）、勤務時間の変更、市民税額や扶養の変更があった場合
- ✓ 婚姻、離婚、妊娠、育児休業取得・復帰、生計を同一にしていた家族等が生計を別にした場合等

5. 保育料の減免

台風や地震で被災された場合やお子様が疾病のため長期間欠席した場合、保護者の失業等により保育料の支払いが著しく困難になった場合は、減額又は免除が認められることがあります。詳しくは保育幼稚園課へ問い合わせください。

6. 認定こども園・幼稚園の負担金について

認定こども園・幼稚園を利用するにあたり、幼児教育・保育の質の向上を図る上で必要な対価となる特定負担金や制服代、通園バス代等の実費負担金など、保護者に負担していただくものがあります。詳しくは各施設へ問い合わせください。

第五章 認可保育施設について

認可保育施設とは市が認可・認定した施設です。保育士等職員の配置や保育室の広さ、設備について、市が定める基準を厳守し運営されます。

施設には、保育園・認定こども園・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育があります。

保育園

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、就学前のお子様に保育と教育を一体的に行う施設です。

1歳児クラス・2歳児クラスまでの受入施設で、5歳児クラスまで通園が可能な保育園	
諏訪保育園のぞみ乳児園、大塚保育園分園、打越保育園分園、愛光大和田保育園ちいさなおうち	本園に進級（編入）
駅前なかよし保育園第1	駅前なかよし保育園第2に進級（編入）
子安保育園	子安保育園いずみの森分園に進級（編入）

認定こども園

就学前のお子様に幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。幼児教育（1号認定）を利用する場合は、各認定こども園へ直接申込をする必要があります。保育（2号・3号認定）を利用する場合は、自治体を通しての申込をする必要があります。以下は0～2歳までの受入施設ですが、5歳クラスまで通園が可能です。

よこかわキッズステーション（1・2歳クラス）	横川幼稚園（認定こども園）（3歳クラス）に進級（編入）
認定こども園ぼかぼか保育園大和田園分園（0・1歳クラス）	本園（2歳クラス）に進級（編入）

家庭的保育

家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）の0～2歳のお子様にきめ細やかな保育を提供する施設です。保育時間は平日8時間までで、原則として保育短時間認定を受けた方が利用する施設です。保育者の研修や年次休業日等による休業日があります。休業日に保育が必要な場合は、連携施設の代替保育又はほかの保育施設の一時保育を利用することができます。なお、**転入予定のない八王子市外在住の方は家庭的保育の利用申込ができません。**

小規模保育

少人数（定員6～19人）で0～2歳のお子様を預かり、きめ細やかな保育を提供する保育施設です。**転入予定のない八王子市外在住の方は、小規模保育の利用申込ができません。**

事業所内保育

企業が設置する0～2歳のお子様をお預かりする保育施設で、従業員のお子様と地域のお子様と一緒に保育します。地域枠を利用する場合、自治体を通しての申込をする必要があります。

家庭的保育・小規模保育・事業所内保育の「連携施設」

卒園後の通い先を確保するため、家庭的保育・小規模保育・事業所内保育（地域枠利用の児童のみ）は連携施設（保育園等）を設定しています。連携施設への進級は、原則優先利用となりますが、在園中に進級の希望を確認した上で希望者多数になった場合は利用調整を行います。なお、連携施設への進級を希望できるのは、**9月時点で2歳児クラスに在籍し、3月に卒園をするお子様のみです。**

	施設名	連携施設
家庭的保育	ベビールームアンジュ（阿部 さおり）	市立静教保育園
	保育室ももの木（大木 瞳）	桑都保育園
	丘の上保育室（真柄 まゆみ）	白百合寺田保育園
	スマイルベビールーム（赤崎 裕子）	市立みなみ野保育園
	ピヨピヨ保育室ひよっこ（渡邊 万裕子）	由井さゆり学園、みなみ野さゆり学園、さゆりの丘学園
	mignon bébé ミニヨンベベ（佐藤 豊子）	横川保育園
	ちいさいおうち保育室（峰岸 百合）	さつき保育園
	にじいろハウス（安齊 智美）	打越保育園
	オーシャンキッズルーム（吉野 小百合）	甲ノ原保育園
	笠原保育室（笠原 雅美）	松枝保育園
	おひさまルーム（清水 洋子）	めぐみ第二保育園
小規模保育	キッズスペースドリーム大和田	市立富士見台保育園
	こばと保育園	市立津久田保育園
	わくわくランド	市立千人保育園
	ほっぺるランド西八王子	光明第一保育園、市立多賀保育園
	市立市役所内保育園	甲ノ原保育園、北野ひなた保育園、ひなた保育園、光明第一保育園、光明第三こども園
	森のゆりかご	東京ゆりかご幼稚園
	ナーサリーくわのみ	八王子桑の実幼稚園
真理学園幼稚園小規模保育所	真理学園幼稚園	
事業所内保育	キッズルームあおい	船森保育園、市立子安保育園いずみの森分園
	おひさま保育園	本町幼稚園、なかの幼稚園、光明第一保育園
	なかの幼稚園内保育所さくら	なかの幼稚園
	セント・ベル幼稚園附属サニー・ベル	セント・ベル幼稚園
	クラージュ保育園	市立みなみ野保育園、さゆりの丘学園
	テクノすくすく保育園	市立北野保育園
創価大学つばさ保育所	市立津久田保育園	

市立保育園について

市立保育園は、令和7年度16園になります。そのうち10園は八王子市が運営し、6園は指定管理者が運営しています。

1. 八王子市直営の保育園

子安保育園（分園あり）、千人保育園、高尾保育園、恩方保育園、富士見台保育園、津久田保育園、長房中央保育園、北野保育園、元八王子保育園、みなみ野保育園

2. 指定管理者が運営する保育園

指定管理者の指定期間満了時及び制度変更等により、運営法人が変更になることがあります。

園名	運営法人	運営私立保育園
長房西保育園	社会福祉法人相友会	諏訪保育園、浅川保育園
静教保育園	社会福祉法人太和会	美山保育園
多賀保育園	社会福祉法人愛和会	白百合ベビーホーム、白百合寺田保育園等
中野保育園	社会福祉法人公德福祉会	めぐみ第一保育園、めぐみ第二保育園
石川保育園	社会福祉法人多摩養育園	光明第一保育園、光明第三こども園等
市役所内保育園（小規模保育）	社会福祉法人鶴見会	ひなた保育園、北野ひなた保育園

3. 「多賀保育園」「静教保育園」の運営手法について

多賀保育園及び静教保育園については、これまで約15年に渡り「指定管理者制度」による運営を行ってまいりましたが、令和8年度（2026年度）から「公私連携制度」による運営に移行する予定です。（令和7年度に事業者公募予定）

「公私連携制度」とは、指定管理者制度による運営よりも民間の能力をより一層活用しつつ、市の関与を明確にした協定を事業者と締結し、これに基づいて教育・保育の質の維持・向上を図る制度です。

主な制度内容を比較すると次のとおりです。

	指定管理者制度	公私連携制度	民間事業者
運営形態	公設民営	民設民営	民設民営
設置主体	八王子市	事業者	事業者
協定期間	5年（更新5年）	原則20年	-

公私連携制度による運営形態は、指定管理者制度よりも長期に渡って、事業者が継続的・安定的に運営できるため、具体的には次のような効果がより期待できます。

- ・保育士の安定的な雇用・定着を期待できます。
- ・保護者（子ども）と事業者（保育士）との間でより一層、安心した信頼関係を築くことができます。
- ・事業者の教育・保育の理念に基づき、特色のある教育・保育を実現しやすくなります。

認可保育施設を希望している保護者の皆様へ

各施設では、それぞれ施設の特徴を活かした保育を行っています。

保育施設ではお子様のしつけや学習に関する全てのことを行うことはできません。各家庭と保育施設がそれぞれの役割を果たすことにより、お子様の健全な成長が得られます。保育施設での子ども同士の「かかわりあい」や様々な活動は、お子様にとって欠くことのできないものです。日常の保育について、お子様の健康と安全を守るため、十分な配慮のもと保育にあたりますが、思いがけず怪我をしたり怪我をさせたりする場合があります。

以上が起こり得ることを十分にご理解いただいた上で、申込をしてください。また、以下のことにご留意願います。

Point 1. 感染拡大防止のため、お子様に発熱や咳等の症状がみられる場合は登園を控えましょう。

保育施設は集団生活を行う場です。クラス閉鎖・臨時閉園等、感染症拡大防止のための措置等についてご理解とご協力をお願いします。仕事が休み等により家庭保育が可能な場合は、出来る限り家庭保育へのご協力をお願いします。

Point 2. 保育施設での決まりをお守りください。

保育施設は保護者との信頼関係により、大切なお子様をお預かりします。より良い保育の提供・運営のため、保護者の方は施設の決まりについてご理解とご協力をお願いします。なお、次の行為は保育の運営に支障となりますのでご遠慮願います。

- ・ 備品や設備等の損壊
- ・ 無許可での物品販売やビラの配布
- ・ 事業の斡旋
- ・ 大声や大音量の音楽
- ・ インターネット等を利用した施設への誹謗中傷 等

第六章 入園決定となった方へ

入園案内について

入園が決定した保育施設から面談や健康診断等、入園の案内があります。保育施設の指示に従い、入園の準備を整えてください。

慣らし保育について

入園後は徐々に保育施設的环境に慣れていただくため、各施設で「慣らし保育」を行います。慣らし保育の期間や時間は、お子様の年齢等により異なります。詳細は見学時に各保育施設へ確認してください。

育児休業取得中に入園の申込をした場合

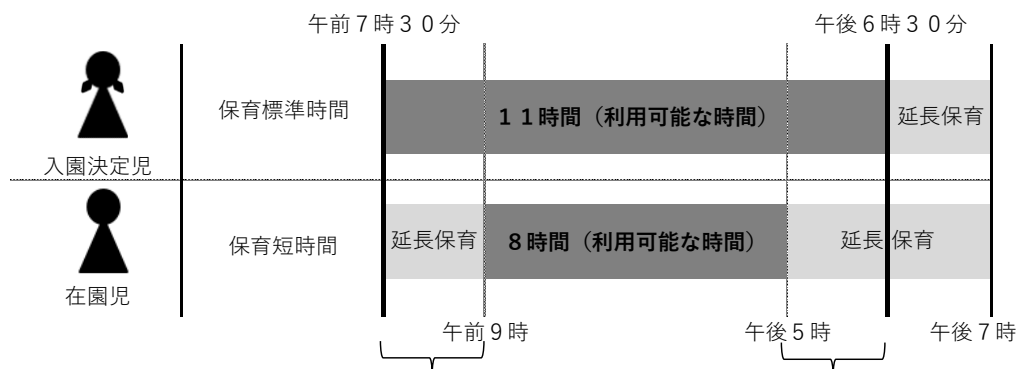
お子様の入園月末日を期限として、提出した就労証明書の内容通りに職場復帰することを条件に入園決定しています。よって、入園月の翌月 15 日（15 日が土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）までに「就労証明書（復職年月日が記載されたものに限る。）」を市へ提出してください。期限までに復帰しない場合、入園決定の取り消し又は退園となります。なお、勤務先の就労規定により月途中の復帰ができない場合に限り、入園月の翌月 1 日の復帰を認めています。

在園中に家庭の状況等が変わった場合

住所（同居者も含む。）、勤務先・勤務時間の変更、婚姻・離婚、妊娠、育児休業取得・終了、市民税額や扶養状況が変更になった等、家庭の状況が変わった際は市に手続きが必要となります。在園のしおり（表紙裏に二次元コード掲載）を確認してください。住所変更は市民課での手続き後、保育幼稚園課でも手続きが必要となります。

兄弟姉妹（入園決定児童と在園児童）で認定が異なる場合

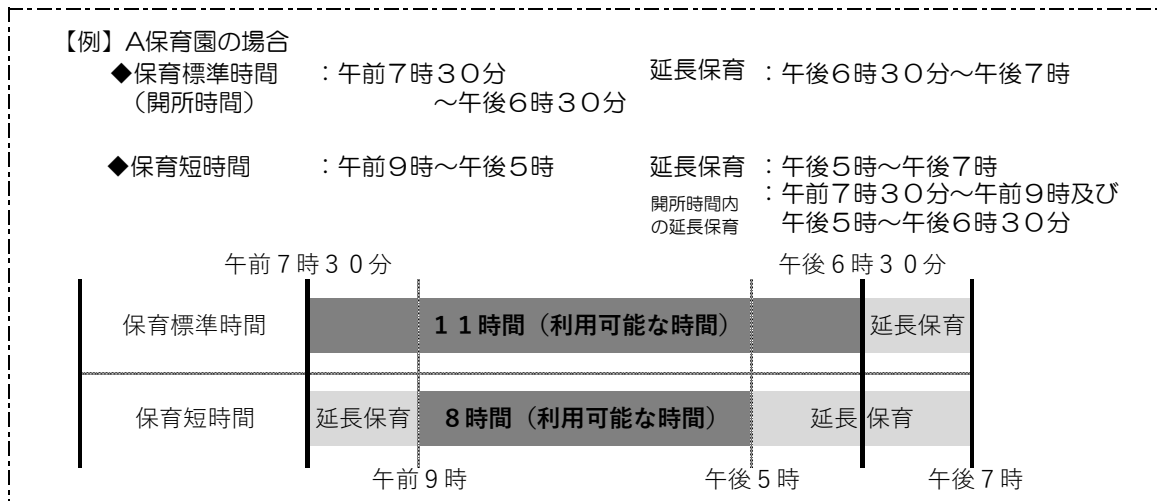
育児休業中に申込をした場合、入園決定したお子様は標準時間認定となりますが、既に在園しているお子様は短時間認定となっていることがあります。その場合、認定を揃える手続きが別途必要となります。入園決定通知のお知らせを確認の上、手続きを行ってください。認定が異なったまま利用した場合、延長料金が発生する可能性があります。



在園児は、延長保育を利用したことになり、利用料が発生します。

延長保育について

利用時間、延長保育料金、対象年齢については、各保育施設の実施状況を確認してください。入園後は、各保育施設に直接申込をします。なお、延長保育は保護者の就労状況等で必要な場合に利用できます。お子様への長時間保育の影響を考慮し、保育施設と詳細な面接の上での利用となります。



利用者負担額（保育料）決定通知について

入園決定後、利用者負担額（保育料）の決定通知が送付されます。

4月入園の場合、4月15日頃までに送付予定です。（5月以降の入園は、入園月の10日頃まで）
認定こども園及び地域型保育（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）入園の場合は、3月末までに送付予定です。（5月以降の入園は、入園月の前月末日まで）

第七章 入園保留（待機）となった方へ

申請書の有効期間

申請内容は、年度内に限り有効です。変更等がない限り、申請内容に基づき毎月利用調整を行います。利用調整結果通知書は、入園決定又は希望保育施設の変更や事由の変更等をされた場合のみ送付します。送付されない月の保留通知が必要な場合、結果発送予定日以降に保育幼稚園課へ連絡してください。次年度の入園については、新たに申込が必要になります。

希望保育施設・事由等の変更

希望保育施設の変更・追加や保育の必要性の事由等に変更（就労開始、転職、就労時間・日数の増減、内定）、家庭状況の変更等があった場合、希望変更届や就労証明書等を提出してください。各月15日（土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）までに提出すると、翌月から保育の必要性を再認定し利用調整を行います。

※2月・3月入園申込の変更申請の申込期限は、12月15日（月）です。

幼稚園・認可外保育施設等の利用について

子育てのための「施設等利用給付認定」を受けることで幼稚園や認可外保育施設の一部保育料が無償化となります。施設等利用給付認定を受けるには、別途市への申請が必要となります。提出期限は原則、認定希望開始日の属する月の前月15日（土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）です。15日以降に翌月からの幼稚園・認可外保育施設等の利用が決まった場合は、速やかに保育幼稚園課まで相談してください。

第八章 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育て世帯を応援するため取り組まれるものです。対象範囲や上限額は、年齢や保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）の有無により異なります。（次ページにフローチャートがあります。参照してください。）

1. 子育てのための「施設等利用給付認定」

認定区分	支給要件	保育の必要性	対象施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	なし	未移行幼稚園等
新2号認定 (3～5歳児クラス)	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの	あり	幼稚園等の預かり保育 ・満3歳児は新3号 ・年少児からは新2号 認可外保育施設、認証保育所、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等 ・2歳児クラスまでは新3号 ・3歳児クラスからは新2号
新3号認定 (0～2歳児クラス)	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものの内、保護者及び同一世帯員が市民税非課税者であるもの		

2. 保育の必要性について（新2号・新3号認定）

事由	基準
就労	月48時間以上の就労が常態であること
求職活動（内定）	求職活動を常態としていること ※期限付き（3か月）認定となります。
出産	出産のため保育が困難であること ※認定期間は出産予定月の前後2か月（最大5か月間）
疾病	疾病により保育が困難であること ※認定期間は治癒又は治療等の必要がなくなった月の末日
障害	障害により保育が困難であること
介護・看護	月48時間以上の介護・看護が常態であること ※認定期間は事由が消滅（治癒・施設入所等）した月の末日
就学	月48時間以上の就学が常態であること
災害	災害（火災・風水害・地震等）の復旧により、保育の必要性が認められること

3. 申請書の提出先 郵送事故等による責任は負いかねます。ご了承ください。

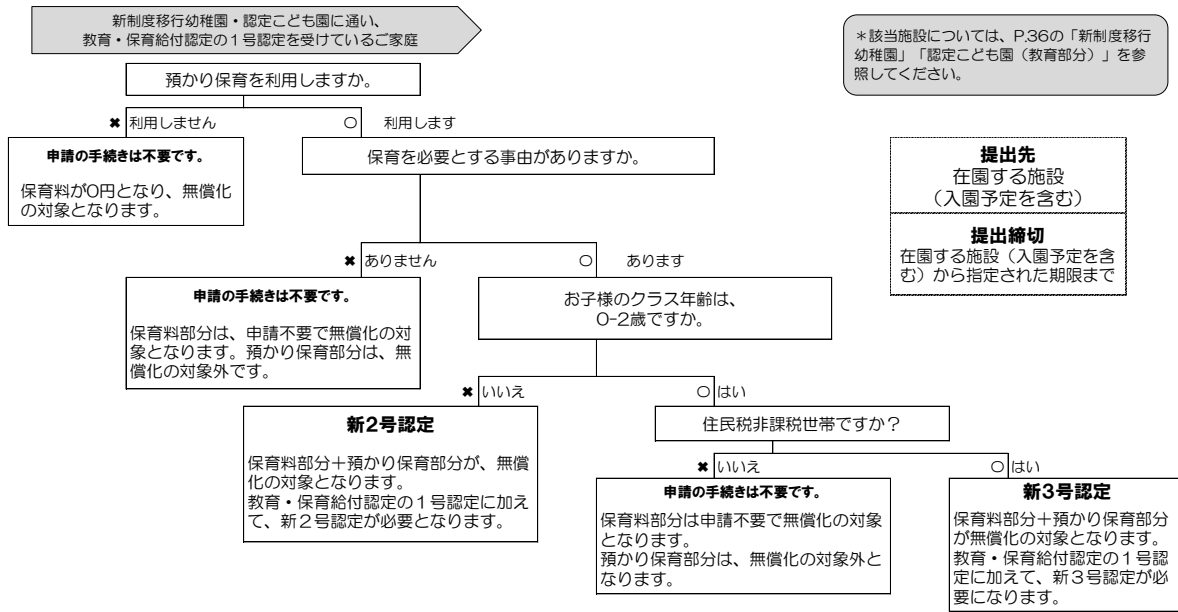
利用施設	提出先	提出期限
新制度移行幼稚園、新制度未移行幼稚園、認定こども園	在園する施設（入園予定も含む。）	在園する施設（入園予定も含む。）から指定された期限まで
認可外保育施設、認証保育所等 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等	・市役所本庁舎4階保育幼稚園課 ・八王子駅南口総合事務所 ・郵送（送付先は表紙参照）	認定希望開始日の属する月の前月15日（15日が土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）まで（郵送は必着）

※無償化の対象となる利用料には上限があり、利用料の全額が無償とはなりません。

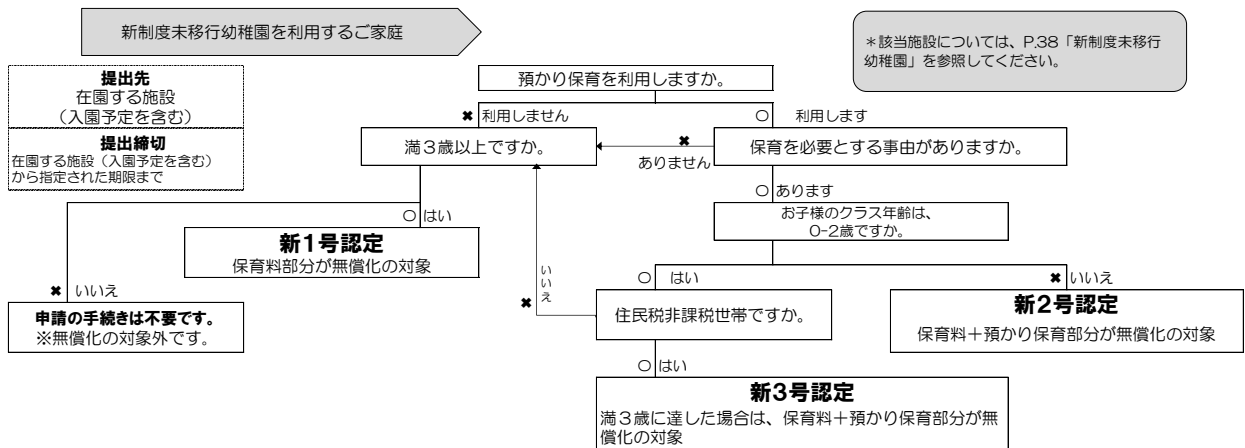
※市で認定事務を行い、認定通知書を送付します。

利用する施設・お子様の年齢(クラス年齢)・世帯の状況等によって、申請が異なります。

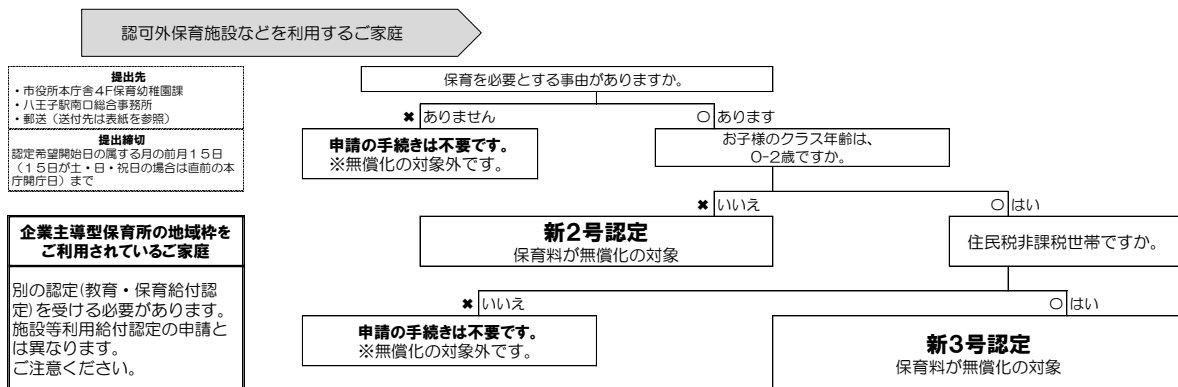
施設等利用給付認定の申請（新制度移行幼稚園・認定こども園〔教育のみ〕）



施設等利用給付認定の申請（新制度未移行幼稚園）



施設等利用給付認定の申請（認可外保育施設、認証保育所、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用するご家庭）



幼稚園等に関する詳細

最新情報や詳細は、こちらを参照してください。▶



無償化制度に関する詳細

最新情報や詳細は、こちらを参照してください。▶



第九章 直接契約の施設について

1. 幼稚園・認定こども園（教育部分）

幼稚園は学校教育法に定められた学校であり、幼児を保育し適当な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。教育時間は4時間を標準としていますが、教育時間外に「預かり保育」を行っており、共働きの家庭でも幼稚園を利用できます。

入園手続きや保育料等につきましては、利用希望施設へ直接問い合わせください。

新制度移行幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行済みの施設）

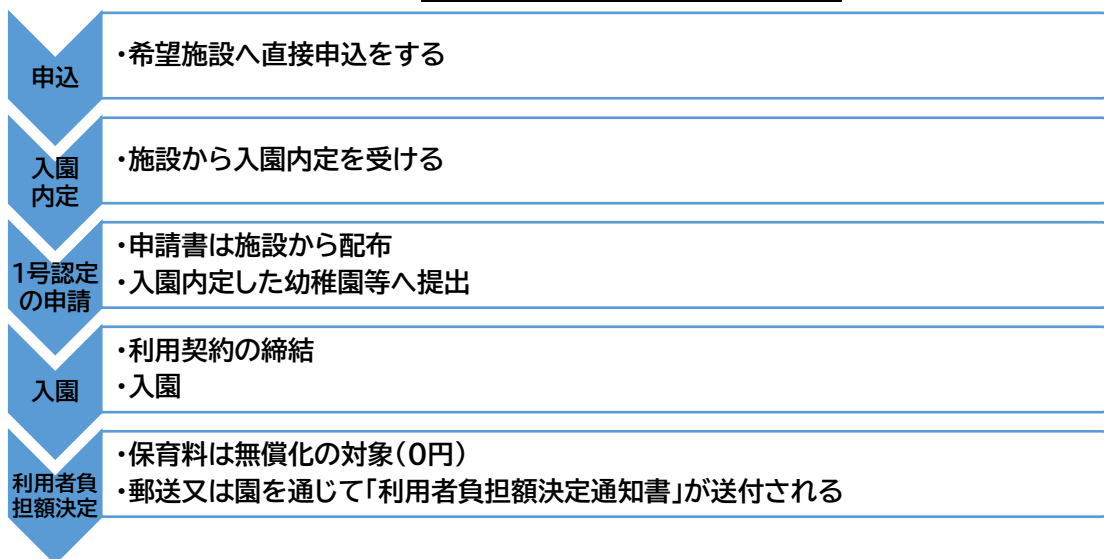
地区	施設名	所在地	電話
本庁	本町幼稚園	本町16-3	625-3893
	聖公会八王子幼稚園	新町1-11	642-3564
	かしわ幼稚園（令和7年4月～移行予定）	明神町1-20-7	642-0046
	八王子幼稚園	天神町22-1	623-6441
横山	セント・ベル幼稚園	並木町33-2	661-2619
館	たてまち幼稚園	館町2435	663-5125
川口	犬目幼稚園	犬目町488	625-3298

認定こども園（教育部分）

地区	施設名	所在地	電話
本庁	共励こども園	明神町1-9-20	642-5552
	Gakkenこどもえん八王子北館	旭町1-1セレオ八王子北館5階	626-6183
	認定こども園ぽかぽか保育園大和田園	大和田町1-11-22	050-3822-2657
浅川	幼保連携型認定こども園高尾幼稚園	東浅川町515-5	664-5755
	みころも幼稚園	初沢町1310	661-8181
横山	敬愛こども園	散田町5-3-1	663-4017
館	幼保連携型認定こども園まごころ保育園	館町1097-96	664-8100
由井	由井さゆり学園	片倉町2436	635-0172
	さゆりの丘学園	宇津貫町945	638-0300
	みなみ野さゆり学園	七国5-14-1	635-2388
北野	長沼幼稚園	長沼町960-11	637-2526
元八王子	横川幼稚園	横川町209	622-3100
	光明第四こども園	横川町603	625-4118
	元八王子幼稚園	元八王子町2-1012-3	661-7746
川口	共励第二こども園	川口町2631	654-4005
	光明第三こども園	檜原町971	624-3051
加住	光明第七こども園	宮下町354	691-1847
由木	光明第八こども園	上柚木3-13-2	675-4811
	なみのりこども園	中山858	676-0603
南大沢	幼保連携型認定こども園せいび	南大沢5-12	675-1551
	せいびの森こども園	別所1-73	670-7167

新制度移行幼稚園と認定こども園（教育部分）入園における必要な手続き

施設から入園内定を受けた後に教育・保育給付認定（1号認定）を取得します。



※入園が内定した幼稚園等へ、「教育・保育給付認定申請書」を提出する必要があります。

※認定こども園の教育のみを受けたい場合は、施設との直接契約となります。

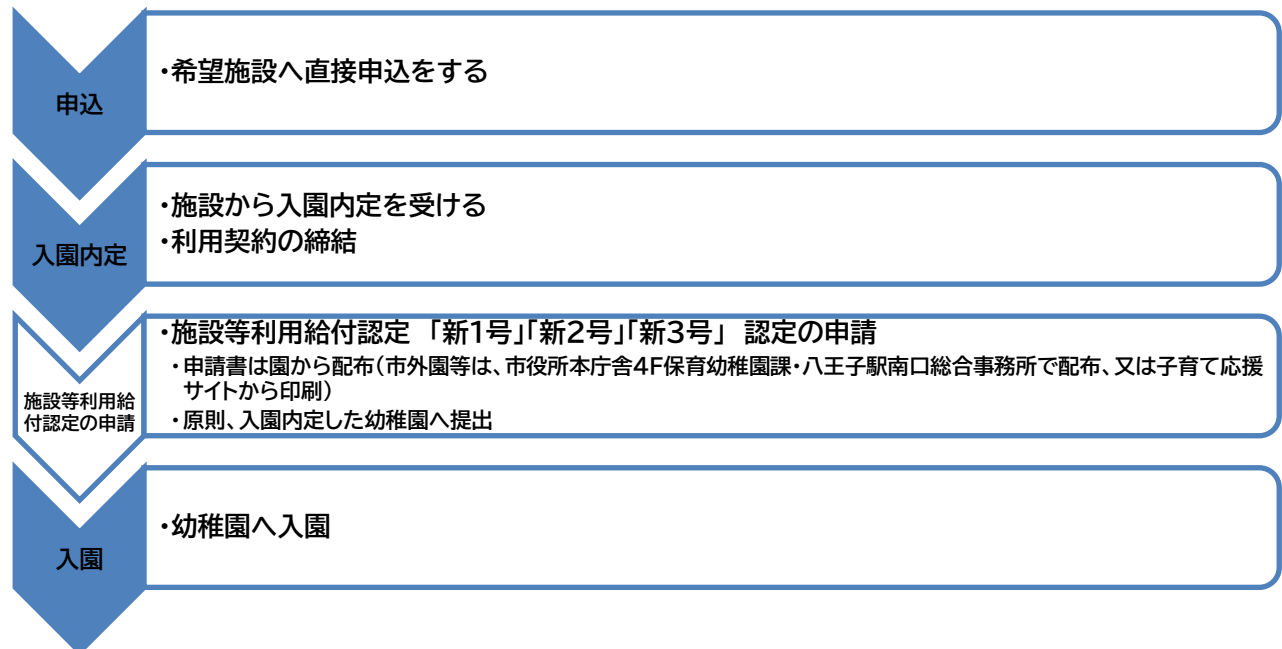
※預かり保育を利用する場合、「施設等利用給付認定」も併せて取得すると預かり保育料の負担が軽減されます。

新制度未移行幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない施設）

地区	施設名	所在地	電話
本庁	八王子実践幼稚園	台町1-12-15	622-0824
	なかよし幼稚園	台町4-34-11	622-7339
	なかの幼稚園	中野上町5-32-13	622-3001
横山	八王子白百合幼稚園	長房町75-1	661-0801
館	聖徳大学八王子幼稚園	梶田町1003	664-0972
	グリーンヒル幼稚園	寺田町432	666-1569
由井	サンライズ幼稚園	片倉町1296-6	636-0458
	東京ゆりかご幼稚園	七国3-50-2	632-8188
元八王子	八王子桑の実幼稚園	諏訪町212	651-1943
加住	八王子すみれ幼稚園	丹木町2-355	691-2581
由木	おさひめ幼稚園	下柚木1982	676-6326
	柚木武蔵野幼稚園	上柚木3-8	678-1220
由木東	帝京大学幼稚園	大塚359	676-9757
	聖徳大学多摩幼稚園	鹿島1	676-0777
	武蔵野幼稚園	松が谷24	676-0772
南大沢	麻生学園南多摩幼稚園	南大沢3-10	675-1261
	多摩なかよし幼稚園	南大沢5-23	675-1101
	真理学園幼稚園	別所2-24	675-7865

新制度未移行幼稚園入園における必要な手続き

施設等利用給付認定を申請し、認定を受けることで、保育料等の負担が軽減されます。



施設等利用給付認定の詳細については、P.34「第八章 幼児教育・保育の無償化について」を参照してください。

2. 認証保育所

認証保育所は、東京都が定めた基準を満たし設置を認証した保育施設です。

国の幼児教育・保育の無償化制度の対象施設で、3歳児クラスから5歳児クラスの児童は月極保育料の内、給食費を除いた金額に対して月額上限 37,000 円が無償化の対象となります。0歳児クラスから2歳児クラスの非課税世帯の児童は、月額上限 42,000 円が無償化の対象となります。なお、給付対象となるためには、施設等利用給付認定を取得する必要があります。また、市制度の保護者負担軽減給付費の対象ともなりますので、詳細は保育幼稚園課給付担当（042-620-7248）へ問い合わせください。保育料は施設により異なりますので、利用希望施設へ直接問い合わせください。



A 型：月 120 時間以上の利用が必要な 0 歳児から小学校就学前までのお子様を対象（定員 20～120 人の大規模施設）

B 型：0 歳児から 2 歳児までの保育を必要とするお子様が対象（就労証明が必須）（定員 6～29 人の小規模施設）

地区	施設名	所在地	電話	備考
本庁	八王子エンゼルホーム	明神町4-7-3やまとビル5・6階	656-2733	A型
	ルカ保育園	子安町4-13-8 子安サニーハイツ1階	623-6151	B型
	キッズスペースドリーム	寺町23-5	620-5180	A型
由井	八王子みなみ野雲母保育園	西片倉2-1-3みなみ野ガーデンコート1階	683-3305	A型

3. 幼稚園類似の幼児教育施設

東京都が定めた基準を満たし、東京都知事が認定した施設です。

入園手続きや保育料等につきましては、利用希望施設へ直接問い合わせください。

地区	施設名	所在地	電話
浅川	みどり幼稚園	裏高尾町674	661-8147

4. 認可外保育施設

認可保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）及び上記の施設以外の保育を提供する施設です。

認可外保育施設の最新の情報や詳細はこちらを参照してください。▶



第十章 その他の保育制度

特別保育提供施設一覧 【企】…企業主導型保育施設

地区	保育所名	一時	休日	年末	緊急	定期	電話
本 庁	光明第一保育園	★			▲	□	623-3386
	市立千人保育園	★	◎	●	▲	□	661-3360/070-1270-1885
	白百合ベビーホーム	★			▲		622-2196
	※市立子安保育園	★		●	▲	□	622-3343/070-1270-1875
	八王子ふたば保育園	★			▲		622-3403
	市立津久田保育園	★			▲	□	622-7390/070-1270-1935
	市立富士見台保育園				▲		643-0353/070-1270-1931
	認定こども園ほかほか保育園大和田園	★					050-3822-2657
浅 川	浅川保育園	★			▲	□	661-0516
	市立高尾保育園				▲		661-2431/070-1270-1895
横 山	たんぼぼ保育園	★			▲		664-1861
	市立長房西保育園	★					664-2583
	市立長房中央保育園				▲		662-2060/070-1270-1973
	敬愛こども園	★			▲	□	663-4017
館	白百合櫛田保育園	★			▲		666-7535
	幼保連携型認定こども園まごころ保育園	★					664-8100
由 井	市立みなみ野保育園	★			▲	□	637-8828/070-1270-2025
	みなみ野敬愛保育園	★			▲	□	637-5265
北 野	市立北野保育園				▲		644-3725/070-1270-1980
	ことのは保育園～玉南北野～【企】	★					697-0358
石 川	ほかほか保育園コープ高倉【企】	★					649-5339
	ひなた保育園	★			▲	□	656-8816
元 八 王 子	諏訪保育園	★			▲	□	651-4555
	八王子隣保館保育園	★			▲		622-8130
	市立元八王子保育園	★			▲	□	625-8005/070-1270-2062
	城山保育園	★				□	664-1262
恩方	市立恩方保育園				▲		651-3851/070-1270-1906
川口	光明第三こども園	★			▲	□	624-3051
加住	企業主導型保育所 かいらくえん【企】	★					691-1868
由 木	敬愛フレンド保育園	★			▲	□	678-2921
	わらべ里山保育園	★			▲	□	679-1151
	駅前なかよし保育園第2	★			▲	□	674-1154
	ことのは保育園～ユギムラ～【企】	★					689-4193
	光明第八こども園	★			▲	□	675-4811
南 大 沢	由木あすなろ保育園	★					675-1561
	駅前なかよし保育園第1	★			▲	□	670-1154
	京王キッズプラッツ南大沢		◎				676-3388

※詳細（申込・保育料・保育時間等）については、各施設へ問い合わせください。

※市立子安保育園の緊急保育はお子様の年齢が3～5歳の場合、市立子安保育園いずみの森分園での提供となります。

1. 一時保育

保護者が一時的な事由（就労・傷病・介護、看護・冠婚葬祭・育児疲れ解消等）により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。市内在住の未就園児のお子様を対象となります。

※利用日・保育料・受入年齢等は、施設により異なります。詳しくは、各施設へ問い合わせください。

2. 休日保育

日曜日・祝日に、保護者が就労等により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。市内在住の満1歳から就学前のお子様を対象となります。利用するお子様が、利用日時点で認可保育施設に在籍し、教育・保育給付認定（2号又は3号認定）を受けている時、認定事由と休日保育を利用する事由が同じ場合は保育料が無料となります。

3. 年末保育

12月29日から12月31日の年末で保護者が就労等により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。市内在住の満1歳から就学前のお子様を対象となります。

4. 緊急保育

保護者が傷病・看護・介護・災害等で1週間以上（最大4週間）家庭での保育が困難になった場合に、お子様をお預かりする制度です。市内在住の未就園児で、満1歳から就学前のお子様を対象となります。

5. 定期利用保育

保護者が就労等により継続的に保育を必要とする場合、決まった曜日及び時間にお子様をお預かりする制度です。市内在住の未就園児で、満1歳から就学前のお子様を対象となります。

1～5の制度に関する問い合わせ・申込

子どもの教育・保育推進課

公立保育所運営担当 042-620-7447

最新情報や詳細は、こちらを参照▶



6. 病児・病後児保育

生後 57 日目から小学校 3 年生までのお子様が病気にかかり、集団生活が困難な期間に保護者がお休みできない場合等で一時的にお子様をお預かりする子育て支援事業です。

なお、利用には事前登録が必要です。

6の制度に関する問い合わせ・申込

保育幼稚園課 給付担当

042-620-7248

最新情報や詳細は、こちらを参照▶



7. ショートステイ

保護者が様々な理由で一時的にお子様の養育が困難な時、お子様を預かる制度です。お子様を宿泊で預かり、食事・入浴等のお世話をします。

8. トワイライトステイ

保護者が就労等のため帰宅が夜間に渡る等の理由でお子様の養育が困難な時、午後 5 時から午後 10 時までの間、施設でお子様をお預かりする制度です。

7・8の制度に関する問い合わせ・申込

子ども家庭支援センター

042-656-8225

最新情報や詳細は、こちらを参照▶



9. ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）とお手伝いできる方（提供会員）が会員登録をし、地域の中で相互に助け合う活動です。利用の際は、提供会員とアドバイザー同席で事前打合せ（無料）と慣らし保育（有料）が必要です。

9の制度に関する問い合わせ・申込

八王子ファミリー・サポート・

センター 042-648-2157

最新情報や詳細は、こちらを参照▶



保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
本 庁	光明第一保育園	八木町8-11	623-3386	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	ピノキオ幼児舎西八王子保育園	千人町2-18-7 西八TKビル2F	668-7381	産休明け	7:00-18:00	8:00-16:00	18:00-19:30
	市立千人保育園	千人町3-5-17	661-3360 070-1270-1885	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	多摩文化保育園	千人町4-1-6	661-6045	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	白百合ベビーホーム	元本郷町2-6-20	622-2196	産休明け ~2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	市立多賀保育園	元本郷町3-8-16	622-2054	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	白百合第二ベビーホーム	平岡町20-3	626-7537	産休明け ~2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	市立静教保育園	元横山町3-19-13	622-2093	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	つくし保育園	明神町1-22-20	643-5294	産休明け ~2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	愛光大和田保育園ステーション	明神町4-5-3 橋捷ビル1F	631-1358	1歳	7:30-18:30	8:00-16:00	未実施
	船森保育園	明神町4-9-1	644-9044	2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	藤井保育園	子安町2-23-25	642-5794	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	市立子安保育園	子安町4-31-1	622-3343 070-1270-1875	1歳~2歳 ※	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	市立子安保育園いずみの森分園	子安町2-18-1	642-7677 070-1270-1884	3歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	まや保育園	寺町1	625-6224	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	よろず保育園	万町3-1	626-3138	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	桑都保育園	小門町7-18	626-2114	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	未実施
	わらべふじ森保育園	台町1-25-5	621-1151	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	月-金 18:00-19:30 土曜日 18:00-19:00
	八王子ふたば保育園	台町4-4-14	622-3403	1歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	甲ノ原保育園	中野町2517-2	623-1509	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30 9:00-17:00	18:00-19:00
市立津久田保育園	中野山王3-22-3	622-7390 070-1270-1935	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00	
市立中野保育園	中野上町1-22-11	622-3454	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00	
フエロー第二保育園	中野上町1-15-8	655-6331	産休明け ~2歳	7:15-18:15	8:30-16:30	未実施	

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	350	
制限なし	月額制 3,000～6,000円	60分500円	46	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	57	
満1歳～	月額3,200円 1回30分350円	月額30分700円 1回10分100円	111	
制限なし	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	45	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	80	
制限なし	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	30	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	65	
制限なし	※1	※2	30	※1【月額30分】0歳4,000円／1歳3,000円／2歳2,500円 【月額60分】0歳6,000円／1歳5,000円／2歳4,000円 【1回15分】0歳300円／1歳250円／2歳200円 ※2【1回15分】0歳300円／1歳250円／2歳200円
未実施	未実施	1回30分500円	25	
制限なし	月額上限6,000円 1回10分100円	1回10分100円	120	
満1歳～	※1	※2	66	※1【月額30分】3歳クラス未満3,000円／3歳クラス以上2,500円 【月額60分】3歳クラス未満4,000円／3歳クラス以上3,500円 【日額1回15分】3歳クラス未満150円／3歳クラス以上100円 ※2【1回15分】3歳クラス未満150円／3歳クラス以上100円
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	40	※2歳クラス修了後は、子安保育園いずみの森分園に進級します。
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	60	
満1歳～	1回15分150円	1回15分150円	110	
制限なし	※1	※2	102	※1【月額30分】0歳クラス4,000円／1歳クラス3,000円／2歳クラス以上2,500円 【月額60分】0歳クラス6,000円／1歳クラス5,000円／2歳クラス以上4,000円 【1回15分】0歳クラス300円／1歳クラス250円／2歳クラス以上200円 ※2【1回15分】0歳クラス300円／1歳クラス250円／2歳クラス以上200円
未実施	未実施	1回15分200円	109	
満1歳～	※1	※2	100	※1【月額60分】4,200円（補食代含む）【月額90分】6,800円（夕食代含む） 【随時利用】15分200円（60分利用時は補食代100円／90分利用時は夕食代200円別途あり。） ※2【月額60分】3,200円【随時利用】15分200円
制限なし	※	1回30分300円	60	※【月額】3歳クラス未満4,000円／3歳クラス以上3,000円 【1回30分】300円【1回60分】500円
離乳食完了後の満1歳～	※	1回15分100円	225	※【月額】5,000円 【1回15分】100円（保育短時間の方は18:00以降月額5,000円のみ利用となります。）
満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	74	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	85	
未実施	未実施	1回10分100円	35	

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
本 庁	南原台保育園	大和田町1-3-14	646-7843	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	未実施
	敬愛ハーモニー保育園	大和田町2-20-2	646-5060	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	愛光大和田保育園	大和田町5-9-4	645-8828	3歳	7:30-18:30	8:00-16:00	未実施
	愛光大和田保育園ちいさなおうち	大和田町5-3-20	649-3266	6か月 ～2歳※	7:30-18:30	8:00-16:00	未実施
	愛光大和田保育園アネックス	大和田町5-11-18	660-0358	1歳	7:30-18:30	8:00-16:00	未実施
	省我保育園	大和田町7-6-17	646-7835	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	※1
	市立富士見台保育園	富士見町21-1	643-0353 070-1270-1931	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	共励こども園【認】	明神町1-9-20	642-5552	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-18:30
	Gakkenこどもえん 八王子北館【認】	旭町1-1 セレオ八王子北館5階	626-6183	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-20:00
	認定こども園 ぽかぽか保育園 大和田園【認】	大和田町1-11-22	050-3822-2657	2歳	7:30-18:30	8:30-16:30	7:00-7:30 18:30-19:00
	認定こども園 ぽかぽか保育園 大和田園分園【認】	大和田町5-11-8	050-3822-2657	産休明け ～1歳	7:30-18:30	8:30-16:30	7:00-7:30 18:30-19:00
	ベビールームアンジュ (阿部 さおり)【家】	本町22-9	697-3803	産休明け ～2歳	8:00-16:30 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施 (緊急の 場合を除く。)
	ほっぺるランド西八王子【小】	千人町1-1-11 Jロードハイム1階	666-0360	産休明け ～2歳	7:00-18:00	9:00-17:00	18:01-20:00
	わくわくランド【小】	千人町3-1-8	629-9604	産休明け ～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施 (緊急の 場合を除く。)
	市立市役所内保育園【小】	元本郷町3-24-1	620-8816	産休明け ～2歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	こぼと保育園【小】	中野上町1-32-19 ルミエールI-101	624-1730	産休明け ～2歳	7:30-18:30	8:30-16:30	未実施 (緊急の 場合を除く。)
	キッズスペースドリーム大和田【小】	大和田町4-21-6	649-5335	産休明け ～2歳	7:15-18:15	8:30-16:30	18:15-19:15
	キッズルームあおい【事】	子安町3-23-14	642-1188	産休明け ～2歳	7:00-18:00	8:00-16:00	18:00-19:00
	おひさま保育園【事】	南町4-1	649-6880	6か月 ～2歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:30-16:30	未実施
	なかの幼稚園内保育所さくら【事】	中野上町5-39-15	686-0391	1歳～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	8:30-16:30	未実施
浅 川	敬愛たかお保育園	東浅川町550-32	667-1077	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	保育園コスモ・アレー	東浅川町709-1 新都市はざま1階	664-6677	産休明け ～2歳	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	浅川保育園	東浅川町968	661-0516	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-18:30
	みころん保育園	初沢町1303 オルタシア1・2階	668-0006	産休明け ～2歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	みころん保育園分園	初沢町1348 エクセル コート谷合2F	673-5882	産休明け ～2歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	市立高尾保育園	高尾町1737	661-2431 070-1270-1895	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	幼保連携型認定こども園 高尾幼稚園【認】	東浅川町515-5	664-5755	6か月	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	みころも幼稚園【認】	初沢町1310	661-8181	3歳	7:30-18:30	※1	18:30-19:00

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
未実施	未実施	1回60分300円	80	
満1歳～	月額制なし 1回30分300円	1回30分200円	70	
未実施	未実施	1回30分500円	57	※2歳クラスまでは、道路を挟んで向かいにある愛光大和田保育園ちいさなおうちで保育を行います。
未実施	未実施	1回30分500円	44	※2歳クラス修了後は、道路を挟んで向かいにある愛光大和田保育園の3歳クラスに進級します。
未実施	未実施	1回30分500円	44	
満1歳～	※2	1回15分150円	100	※1（朝）7：00-7：29／（夕）18：31-19：00 ※2【月額（前延長30分・後延長30分）】各2,500円 【1回15分】150円
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	39	
3歳クラス～	※	認定内容による	278	※【月額】6,000円 【1回10分】500円 ◎減免制度あり
制限なし	1回30分500円	1回30分500円	52	
制限なし	月額5,000円 15分500円	月額5,000円 15分500円	64	
制限なし	月額5,000円 15分500円	月額5,000円 15分500円	16	※1歳クラス修了後は、ぽかぽか保育園大和田園に進級します。
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	4	
1歳クラス～	※	60分1,000円	19	※【月額】60分1,500円／120分2,500円 【1回1時間】1,000円
未実施	未実施	1回15分250円	12	
満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	16	
未実施	未実施	1回15分250円	19	
制限なし	※	※	17	※延長保育料については、施設に確認してください。
制限なし	※1	※2	18 地域枠9	※1【月額】30分4,000円／60分8,000円 ※2【1回30分】500円
未実施	未実施	1回30分500円	30 地域枠16	
未実施	未実施	未実施	12 地域枠8	
制限なし	※	1回30分200円	99	※【月額】6,000円 【1回30分】0歳600円／1歳以上300円
離乳食完了後の満1歳～	月額3,000円 1回30分400円	月額30分3,000円 1回30分400円	30	
離乳食完了後の満1歳～	月額2,500円 1回15分250円	月額2,500円 1回15分250円	136	
満1歳～	1回10分200円	月額30分1,000円 1回10分100円	50	
満1歳～	1回10分200円	月額30分1,000円 1回10分100円	20	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	36	
制限なし	15分100円	15分100円	150	※土曜日開所日も同様です。
制限なし	1回10分200円	※2	129	※1①8：00-16：00 ②8：30-16：30 ③9：00-17：00 ※2【月額30分】500円 【1回30分】～17：00まで100円／17：00以降200円

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
横山	山田保育園	散田町2-46-11	663-2238	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-20:00
	敬愛シンフォニー保育園	散田町4-7-11	669-5501	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	たんばぼ保育園	散田町5-17-20	664-1861	産休明け	7:15-18:15	8:45-16:45	18:16-19:15
	敬愛クレヨン保育園	散田町5-8-20	669-0161	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	光明第五保育園	山田町1688-2	664-0854	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	めじろ保育園	山田町1888-6	664-2594	6か月	7:15-18:15	8:45-16:45	18:15-18:45
	長房みなみ保育園	長房町355-4	673-5564	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	市立長房西保育園	長房町588 都営西8号棟	664-2583	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	市立長房中央保育園	長房町588 都営西29号棟	662-2060 070-1270-1973	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	よこかわキッズステーション【認】	散田町3-1-16-101	665-0888	1歳～2歳 ※	7:30-18:30 (土曜日休み)	9:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間内で 延長可
	敬愛こども園【認】	散田町5-3-1	663-4017	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	保育室ももの木(大木 瞳)【家】	散田町1-2-3	629-9318	産休明け ～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	開所時間内で 延長可
	セント・ベル幼稚園附属 サニー・ベル【事】	並木町36-19	673-2718	4か月 ～2歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:30-16:30 (土曜日休み)	開所時間内で 延長可
館	白百合櫛田保育園	櫛田町529-5	666-7535	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	館ヶ丘保育園	館町1097	664-1073	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	八王子ひまわり保育園	館町1629	661-3046	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	白百合寺田保育園	寺田町432-126	664-5992	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	幼保連携型認定こども園 まごころ保育園【認】	館町1097-96	664-8100	産休明け	7:15-18:15	8:30-16:30	7:00-7:15 18:15-18:30
	丘の上保育室(真柄 まゆみ) 【家】	大船町156-38	666-2631	産休明け ～2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)		未実施(緊急の 場合を除く。)
由井	星の子保育園	片倉町704-14	632-2525	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	打越保育園分園	片倉町717-4 サンライズ1F	638-0321	産休明け ～2歳 ※1	7:00-18:00	8:15-16:15	未実施
	八王子西片倉雲母保育園	西片倉3-21-5	632-2230	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-20:00
	市立みなみ野保育園	みなみ野6-1-1	637-8828 070-1270-2025	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:30
	みなみ野敬愛保育園	七国3-53-1	637-5265	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	由井さゆり学園【認】	片倉町2436	635-0172	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	さゆりの丘学園【認】	宇津貫町945	638-0300	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳を過ぎた翌月～	※	1回10分500円	100	※【月額】15分 満1～2歳1,750円、3歳～1,500円／ 60分 満1～2歳7,000円、3歳～6,000円／ 120分 満1～2歳10,000円、3歳～9,000円 【1回10分】500円
満1歳～	1回30分300円	コアタイム 1回30分200円	100	
満1歳～	月額3,000円 1回60分1,000円	※	71	※短時間認定の方の延長保育料 1回500円 ①7:15～8:45 ②16:45～18:15
満1歳～	月額制なし 1回30分300円	1回30分200円	80	
満1歳～	月額1,600円 1回15分250円※1	1回15分250円※2	100	※1 18:30から15分ごとに250円(19:00から15分まで1,000円) ※2 7:30-8:30まで15分ごとに250円(19:00から15分まで1,000円)
満1歳～	※1	1回15分200円	90	※1【月額】15分2,000円／30分4,000円 【1回】15分200円／30分500円 ※数年以内に園舎建て替え予定です。
1歳クラス～	月額2,500円 1回15分200円	1回15分200円	80	
離乳食完了後の満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	100	
満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	45	
満1歳～	未実施	1回30分200円	24	※2歳クラス修了後は、横川幼稚園(認定こども園)の2号3歳クラスに進級します。
満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	122	
制限なし	未実施	1回15分250円	5	
制限なし	未実施	1回30分500円	9 地域枠5	
制限なし	月額1,600円 1回10分50円	月額1,600円 1回10分50円	100	
満1歳～	※	1回10分100円	60	※【月額】2歳クラス未満 30分2,000円、60分4,000円／ 2歳クラス以上 30分1,750円、60分3,500円 【1回10分】100円
満1歳～	※	1回15分150円	110	※【月額】30分2,500円／60分5,000円 【1回15分】250円(臨時利用)
制限なし	月額1,600円 1回10分50円	月額1,600円 1回10分50円	120	
満1歳～	1回15分200円 月額制あり	※	100	※恒常的に利用するものについては徴収することもあります。(市区町村の規定により免除されるものを除く。)
制限なし	緊急の場合のみ 1回15分250円	1回15分250円	5	
1歳クラス～	月額制なし 1回30分500円	月額制なし 1回30分500円	84	
未実施	未実施	1回30分300円	13	※1 2歳クラス修了後は、打越保育園の3歳クラスに進級します。
制限なし	月額0歳5,200円 1・2歳4,000円 3-5歳3,500円	60分940円 15分単位で利用可	60	※駐車場の用意がないため、車での送迎不可です。
満1歳～	月額3,200円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	86	
満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	130	
満1歳～	2号:1回30分200円 3号:1回30分300円	1回30分300円	115	
満1歳～	2号:1回30分200円 3号:1回30分300円	1回30分300円	135	

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
由井	みなみ野さゆり学園【認】	七国5-14-1	635-2388	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	ピヨピヨ保育室ひよっこ (渡邊 万裕子)【家】	片倉町937-103	697-2680	産休明け ～2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	スマイルベビールーム (赤崎 裕子)【家】	みなみ野4-16-13	635-7739	産休明け ～2歳	8:00-16:30 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	森のゆりかご【小】	七国3-50-2	632-8187	1歳～2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)		未実施
	クラージュ保育園【事】	七国4-13-1	683-0955	産休明け ～2歳	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-20:00
北野	敬愛きたの保育園	北野町545-3 きたのタウンビル3階	646-1631	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	市立北野保育園	北野町570-12	644-3725 070-1270-1980	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	北野ひなた保育園	打越町2003-4 エントピア北野1・2階	632-8816	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	打越保育園	長沼町793	635-2415	産休明け	7:00-18:00	8:15-16:15	18:00-19:00
	認定こども園 長沼幼稚園【認】	長沼町960-11	637-2526	3歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:00-16:00 (土曜日休み)	開所時間内で 延長可
	にじいろハウス(安齊 智美) 【家】	長沼町738-22	070-9030-8149	産休明け ～2歳	8:30-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	テクノすくすく保育園【事】	打越町2002-7	632-1818	1歳～2歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:00-16:00 (土曜日休み)	未実施
石川	敬愛高倉保育園	高倉町46-1	645-6057	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	ひなた保育園	石川町1094-2	656-8816	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	市立石川保育園	石川町2966-8	642-2853	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	多摩小ばと保育園	石川町3279	642-9300	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:31-19:30
	わらべ保育園	宇津木町832	691-3775	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	わらべうつき台保育園	久保山町1-21	691-3733	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
元八王子	さつき保育園	大楽寺町347-1	625-1551	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	フェロー保育園	大楽寺町508-1	626-6801	産休明け ～2歳	7:15-18:15	8:30-16:30	未実施
	諏訪保育園	諏訪町5	651-4555	2歳	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	諏訪保育園のぞみ乳児園	上巻分方町422-1	652-9400	産休明け ～1歳※	7:30-18:30	8:30-16:30	未実施
	松枝保育園	諏訪町1922-1	651-3170	産休明け	7:15-18:15	8:30-16:30	18:16-18:45
	八王子隣保館保育園	叶谷町1133	622-8130	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:30
	横川保育園	横川町108	623-6081	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	市立元八王子保育園	式分方町739	625-8005 070-1270-2062	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	城山保育園	元八王子町2-2025-2	664-1262	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	横川幼稚園【認】	横川町209	622-3100	1歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	9:00-17:00	開所時間内で 延長可

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳～	2号:1回30分200円 3号:1回30分300円	1回30分300円	95	
制限なし	緊急の場合のみ 1回15分250円	1回15分250円	5	
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	5	
未実施	未実施	未実施	18	
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	19 地域枠15	
制限なし	※1	※2	80	※1【1回30分】0歳600円/1歳以上300円 (月額制なし) ※2【1回30分】200円
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	69	
満1歳～	月額3,200円 1回15分200円	※	115	※【月額】7:30-8:30 3,200円/16:30-18:30 6,400円 【1回15分】200円
満1歳～	月額30分1,600円 60分3,200円 1回30分300円	1回30分300円	140	
3歳クラス～	未実施	※	30	※朝利用時30分(～8:00)200円/夜利用時60分(～17:00)150円/ 90分(～17:30)300円/120分(～18:00)500円/150分(～18:30)700円
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	4	
未実施	未実施	未実施	5 地域枠3	
満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	102	
満1歳～	月額3,200円 1回15分200円	※	125	※【月額】7:30-8:30 3,200円/16:30-18:30 6,400円 【1回15分】200円
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	85	
離乳食完了後の満1歳～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	123	
満1歳～	※	1回15分200円	131	※【月額】5,200円 【1回15分】200円 (プラス補食代100円)
離乳食完了後の満1歳～	※	1回15分200円	128	※【月額60分】3,200円 【1回15分】200円 (プラス補食代100円) アレルギー食対応なし
満1歳～	月額制なし 1回15分300円	1回15分300円	102	
未実施	未実施	1回10分100円	42	
制限なし	月額3,500円 1回15分200円	月額30分700円 1回15分200円	214	
未実施	未実施	月額30分700円 1回15分200円	41	※1歳クラス修了後は、諏訪保育園の2歳クラスに進級します。
1歳クラス～	月額3,500円 1回15分200円	月額3,500円 1回15分200円	98	
満1歳～	月額3,500円 1回15分150円	月額30分700円 1回10分100円	80	
満1歳～	1回15分200円	1回15分200円	92	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	41	
満1歳～	月額制なし 1回15分200円	1回15分200円	110	
満1歳～	未実施	1回30分200円	111	2～5歳児も定員枠があれば、受け入れ可能です。

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
元八王子	光明第四こども園【認】	横川町603	625-4118	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	元八王子幼稚園【認】	元八王子町2-1012-3	661-7746	2歳	7:30-18:30	9:00-17:00	未実施
	ちいさいおうち保育室 (峰岸 百合)【家】	諏訪町156	652-5282	産休明け ～2歳	8:30-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	開所時間内で 延長可
	mignon bébé ミニヨンベベ (佐藤 豊子)【家】	横川町108-171	634-8008	産休明け ～2歳	8:30-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	ナーサリーくわのみ【小】	諏訪町212-6	651-9073	1歳～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	8:30-16:30	未実施
恩方	元木保育園	下恩方町595	651-3711	3か月	7:15-18:15	8:30-16:30	未実施
	市立恩方保育園	下恩方町1314	651-3851 070-1270-1906	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	ベテル保育園	西寺方町716-2	651-1977	産休明け	7:15-18:15	8:45-16:45	未実施
川口	からまつ保育園	川口町1543	654-3377	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	美山保育園	美山町1791-3	651-2721	3か月	7:15-18:15	9:00-17:00	未実施
	共励第二こども園【認】	川口町2631	654-4005	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-18:30
	光明第三こども園【認】	檜原町971	624-3051	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	笠原保育室(笠原 雅美)【家】	川口町3715-14	654-6535	産休明け ～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	開所時間内で 延長可
	オーシャンキッズルーム (吉野 小百合)【家】	犬目町221-4	624-8326	産休明け ～2歳	8:15-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	相談に応じる
加住	光明第七こども園【認】	宮下町354	691-1847	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	創価大学つばさ保育所【事】	丹木町1-236	696-3553	産休明け ～2歳	8:00-19:00	8:30-16:30	19:00-19:30
由木	由木保育園	下柚木15-1	676-8409	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	なみのり第二保育園	下柚木3-5	679-1515	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45	18:00-19:00
	敬愛フレンド保育園	上柚木3-7	678-2921	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	わらべ里山保育園	堀之内1200	679-1151	産休明け	7:15-18:15	9:00-17:00	18:15-19:30
	駅前なかよし保育園第2	堀之内3-30-7	674-1154	3歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	光明第八こども園【認】	上柚木3-13-2	675-4811	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	なみのりこども園【認】	中山858	676-0603	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45	18:00-19:00

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	139	
未実施	未実施	1回30分100円	70	
制限なし	未実施	1回15分250円	4	
制限なし	1回15分250円	1回15分50円	3	
未実施	未実施	未実施	12	
未実施	未実施	1回10分100円	60	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	42	
未実施	未実施	月額制なし 1回15分200円	80	
1歳クラス～	月額3,200円 1回300円	1回60分300円	130	
未実施	未実施	1回15分300円	70	
3歳クラス～	※	1回15分100円	170	※【月額】6,000円 【1回10分】500円 ◎減免制度あり
満1歳～	月額1,600円	1回15分250円	123	
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	5	
制限なし	10分100円 17:15から 15分300円	1回10分100円	5	
満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	78	
制限なし	1回30分300円	1回30分200円	10 地域枠3	
1歳クラス～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	135	
満1歳～	月額3,500円 1回15分250円	1回15分250円	110	
満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	130	
満1歳～	※1	※2	102	※1【月額】60分4,200円（補食代含む）／75分5,450円（夕食代含む） 【1回15分】250円（60分利用時：補食代100円／75分利用時：夕食代300円別途あり） ※2【月額】朝利用時105分7,350円／夜利用時75分5,250円／ 135分9,450円／150分10,500円 【1回15分】250円（夜利用時補食代・夕食代別途あり）
制限なし	月額6,000円 1回15分250円	1回15分250円	120	
満1歳～	月額1,600円	1回15分250円	122	
満1歳～	月額3,500円 1回15分250円	1回15分250円	90	

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
由木東	大塚保育園	鹿島15	676-2526	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	大塚保育園分園 (大塚子どもふれあい館)	大塚620-7	670-7801	産休明け ~2歳※	7:30-18:30	8:30-16:30	未実施
	めぐみ第一保育園	松が谷14	676-4603	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
南大沢	若葉の丘保育園	鎌水2-77	682-3412	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45	18:00-19:00
	めぐみ第二保育園	鎌水2-79	670-8817	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	由木あすなろ保育園	南大沢3-6-1	675-1561	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	南大沢保育園	南大沢4-11	675-6228	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	京王キッズプラッツ南大沢	南大沢2-27 フレスコ南大沢内	676-3388	産休明け ~2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	まつの木保育園	松木6-2	670-8400	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	駅前なかよし保育園第1	別所1-9-3	670-1154	産休明け ~2歳※	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	このみ保育園	別所1-33-1	676-2159	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	まなびの森 保育園堀之内プチ・クレイシュ	別所2-2-1 クレヴィア京 王堀之内パークナード II 2階	675-1441	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-20:00
	やまと第一保育園	別所2-32	677-5585	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	幼保連携型認定こども園せいび【認】	南大沢5-12	675-1551	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	せいびの森こども園【認】	別所1-73	670-7167	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	おひさまルーム(清水 洋子)【家】	鎌水2-68-10	675-5052	産休明け ~2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)	/	未実施(緊急の場合を除く。) 開所時間内で延長可
	真理学園幼稚園小規模保育所【小】	別所2-24	675-7865	1歳~2歳	8:00-19:00 (土曜日休み)		

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと

延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

開所時間内の延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》

記載なし・・・保育園

【認】・・・認定こども園

【家】・・・家庭的保育

【小】・・・小規模保育

【事】・・・事業所内保育

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳～	※1	※2	120	※1【月額】3歳クラス未満6,000円/3歳クラス以上3,000円 【1回】3歳クラス未満600円/3歳クラス以上300円 ※2【月額】3歳クラス未満6,000円/3歳クラス以上3,000円 【1回】3歳クラス未満600円/3歳クラス以上300円
未実施	未実施	月額6,000円 1回600円	24	※2歳クラス修了後は、大塚保育園の3歳クラスに進級します。
満1歳～	月額4,000円 1回10分100円	1回10分100円	123	
満1歳～	※	月額15分1,250円 1回15分150円	105	※【月額】30分2,500円/60分5,000円 【1回】30分300円/60分600円
満1歳～	月額4,000円 1回20分150円	1回20分150円	100	
満1歳～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	110	
満1歳～	※	1回10分100円	129	※【月額】0・1歳児4,000円/2-5歳児3,500円 【1回10分】100円
1歳クラス～	月額4,000円	1回15分200円	30	
満1歳～	月額3,500円 1回10分100円	月額3,500円 1回10分100円	97	
6か月～	月額7,000円 1回15分250円	1回15分250円	80	※2歳クラス修了後は、駅前なかよし保育園第2の3歳クラスに進級します。
満1歳～	月額4,000円 1回10分100円	1回10分100円	100	
制限なし	月額30分2,000円 1回30分500円	1回30分500円	60	
1歳クラス～	※	1回10分100円	120	※【1回15分】3歳クラス未満300円/3歳クラス以上250円 【1回30分】3歳クラス未満450円/3歳クラス以上400円 月額制なし
満1歳～	※1	※2	100	※1【月額】3歳未満：30分3,500円・60分5,000円/3歳以上30分2,800円・ 60分4,000円 【1回10分】3歳未満150円/3歳以上100円 ※2【1回10分】3歳未満150円/3歳以上100円
離乳食完了後の満1歳～	月額3,000円 1回20分100円	1回10分100円	100	
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	4	
制限なし	未実施	1回10分100円	18	

郵送申込の宛先(封筒に貼り付ける等してご利用ください。)

※郵送申込は、**4月一次募集のみ受付可能**です。

※必ず使用しなければならないわけではありません。

ご希望の方のみ、切り取ってご利用ください。

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所 子ども家庭部

保育幼稚園課 入所担当 行

申請書在中

〒192-8501

八 八
王 王
子 子
子 子
市 市
保 役 元
育 所 本
幼 所 郷
稚 子 町
園 ども 三
課 家庭 丁
入 所 目
所 担 24
担 部 番
当 部 1
行 号

申請書
在中

令和7年度（2025年度）入園のしおり

令和6年（2024年）12月発行（第4版）

発行：八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

電話：042-620-7369

Fax：042-621-2711

ホームページ：八王子市子育て応援サイト

<https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/index.html>



掲載情報は、令和6年（2024年）12月1日時点の情報です。